

祝詞式講義

大久保初雄著

上巻

176.4
Q573n
W

014537-001-1

176.4-Q573N

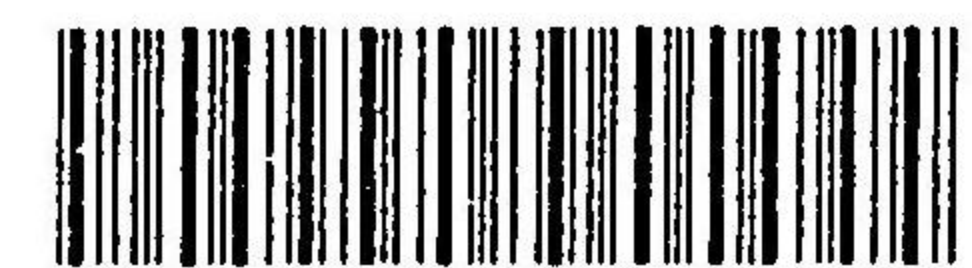
祝詞式講義

大久保 初雄 / 著

1冊

M29

ABB-0924



贈台位外道大家平田篤家大人題字
樞密院同官子齊海江田佐義公題辭
帝國大學衣業大久保初樹先生著

祝詞式傳家

卷上

大坂

明善堂花版

帝道

贈正四位平田篤胤大人題字

唯

一

平
篤
胤

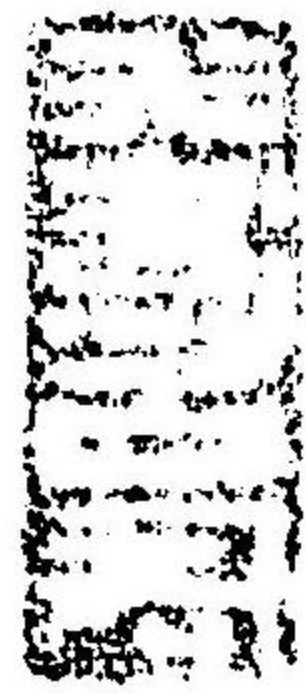
平篤胤

大

祀

樞密顧問官從三位子爵海江田信義公願辭

酒

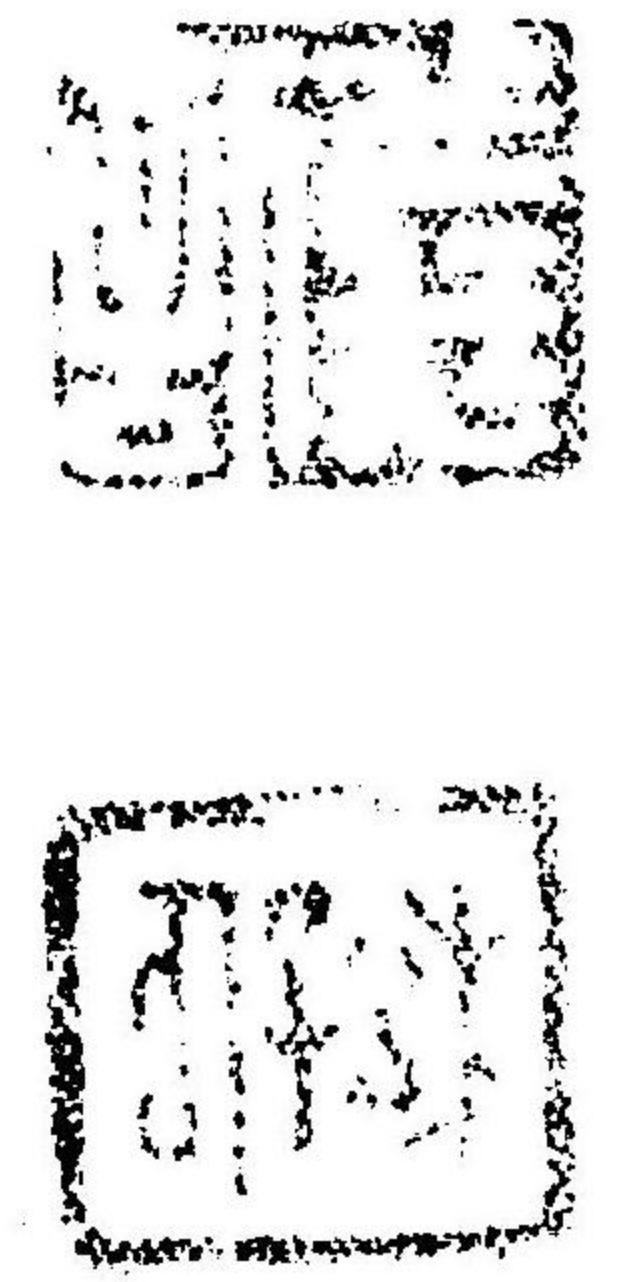


甲午四月

樞密顧問友

子爵海江田信義





緒言

延喜式の卷の八なる祝詞どもは最も恐き天
つ祖の皇御孫の命に事寄せ給ひし太祝詞
とを初めとなし其他くさぐさの祝詞のこと
ぐさを世々傳へ來しものにてこよなくめで
たく尊き言の葉どもなることは云ふもさら
なりざるに此の詞どもを知る人まれなりし
かばいとうれたき事と思ひて賀茂眞淵大人
の解し難き言の葉の辨へ易きやうにとて祝

詞考といへる書を著しけるより後本
居宣長大人は大祓詞後釋或は出雲國造神壽
詞後釋といへる書を作りてその他の祝詞の
言の葉の真淵大人の説のたがへるをのみと
りて解かれたりまた鈴木重胤翁は祝詞の全
く通じて解きたるものなきとしてつばらに義
を講ぜられたるが祝詞講義とてありけりま
た祝詞中の大祓詞のみをとりて解かれたる
に藤井高尙氏の大祓詞後々釋近藤芳樹氏の

大祓詞執中抄荒木田守訓氏の大祓詞新解等
の書出てたりされども此文どもは彼處に長
ずるところあれば此處に短なるどころあり
て互に相照して辨ふべきものなりうを慮り
てか久保季茲氏の祝詞略解てふ書を出した
るは大に世に功をなしたりかしきはあれど
も全文を擧げずして注解すべき句のみをと
りて掲げられたれば事あかぬやうに思はれ
また初學者には全文を掲げうの訓をあげざ

れば事行かぬげに思はれまた先哲の説のい
かにやと考ふるふしもあればかく祝詞式講
義として著したるなり

明治廿七年四月

大久保初雄 識

凡 例

- 一本書は神職たる者又神職の試験を受くる者の爲に著したるものなり
- 一本書は神道者たる者の宗と尊み敬ふ延喜式なる八の巻の祝詞を講義しつるものなり
- 一本書の本文は平田家の祝詞に據れり從來本文に往々彼此差等ありて讀者を惑はす事多し故に余は平田家の祝詞に基きて他本の是非を辨明したり
- 一本書本文の訓は賀茂本居平田三大人の説を斟酌し聊か余が愚意を辨じたり

一本書本文の傍に假名を振りたるは初學者の爲に訓を辨へしめん
とてなり
一本書講義中先哲の證したる良説はいささかの言葉といへども其
説に據りたり
一本書講義中先人の解かれざる言葉あり此は余が愚考を掲げ講義
なしたり
一本書講義の特有なるは語釋を詳になしたるにあり從來の書は詞
の難きを掲げ易きは省きたり此は初學者の爲には大に苦しむ所
なれば余は勉めて難易共に解くことゝなしたり

明治廿七年四月

著者識

祝詞式講義

大久保初雄 著

祝詞

祝詞 祝詞これをのりとごといよむさるをのりとといふ
は略きたる言なりさてこは美言にて説くものゆゑに宣り説
き言といふ義なり古事記に布刀詔戸言とあり万葉に敷刀能
里等其等とあり大祝詞に大祝詞事とあり其ふとは美稱なり
のりと宣り説く略言なりことは事とも書し言とも書す
いづれもことばといふ意にて文字は通はしたるなりその起
りて皇祖神の詔を承て天兒屋命の天岩戸の前にて宣り給ひ
たるが初めなり而してのりとごといふに祝詞の文字をあ
てたるは義によりて借りたる語なり以下の文字に於けるも

往々此類あり必ず文字とよみと異なるを怪しむことなかれ
これみなよみによりて文字を配したるなれば尋常のことば
とは異なるなり

○凡^{オホ}祭祀^{マツリ}祝詞^{イハコト}者^ハ御殿^{ミド}御門^{ミカド}等^{ナリ}祭^{マツリ}齋部^{イハヒ}氏^ノ祝詞^{イハコト}以外^ノ諸^{モロ}祭^ノ中^ノ臣^ノ氏^ノ祝詞^{イハコト}

凡祭祀祝詞者 およそ祭祀の祝詞はといふ義にて祭日の時に宣り
給ふ語ばといふ意即ち神に申す詞なり○御殿御門等祭 おほどの
みかど等の祭といふ意さて御殿祭は神今食新嘗二祭の明日平且
に行はせ給ふ儀なりこれ仁壽殿に於て宮中の災無らんために壽ぐ
祭なり御門祭は内裏四面の御門の禍無らんためにとて行はせらる
ゝ祭之○齋部氏祝詞 おほどのはがひ並にみかどまつりは齋部氏
の祝詞を申すなりといふ意さて齋部氏は太玉命の後裔なり此命は
神代に岩戸の前にて奉幣の事を司れり故に其子孫世々奉幣の職を

なしつさるに大殿御門の二祭に祝詞を宣り給ふと如何にといふに
こは御門を守りますに豊磐間戸命櫛磐間戸命のましまし大殿を守
りますに大宮賣神のましませりこの三柱之太玉命の御子にましま
せばその縁故によりて齋部氏の祝詞を宣ふあり○以外諸祭 ほか
のもろもろの祭はとは大殿御門の二祭より外の諸祭はといふ意○
中臣氏祝詞 中臣氏の祝詞を申すなりさて中臣氏は天兒屋命の後
裔なり此命神代より神事に興れるを以て諸祭に祝詞を宣ふことは
さらなり故に其子孫の跡を繼ぎて詔戸言を申しゝなり

○凡^{オホ}四時^{ヨシ}諸祭^ノ不^レ云^フ祝詞^{イハコト}者^ハ神部^{カミノ}皆^{ミナ}依^{ツキ}常例^{ツネニ}宣^フ之^ヲ

凡四時諸祭 凡そ春夏秋冬の四時の諸の祭はといふ意○不云祝詞
者 四季の祭日に祝詞をいはさるといふ意○神部皆依常例宣之
神部の皆尋常の例によりて祝詞を宣ふといふ意神部とて神に仕へ
奉る一部曲なり職員介に神部三十人どありこれは神祇官の神部の

員數にて部曲の中より勤務に出でたるなるべし

其臨時祭祝詞。所司隨事。脩撰前祭。進官。經處分。然
後行之。

其臨時祭祝詞 其の非時になす祭の祝詞はといふ意〇所司隨事修
撰前祭 つかさびどの事に隨ひて祭日の前日に祝詞を修撰してと
いふ意〇進官經處分然後行之 修撰したる祝詞を太政官に進達し
官の處分を経て然して後神祇官にて之を行ふといふ意處分これを
さだといふさだを定の義あり事を定むることまた論ずることさる
を轉用して當字に沙汰と書して用ゐるなり而して官府の指令の意
に用ゐる轉じて知らせかどづれの意にも用ゐるなり此處は太政官の
指令を経てといふ義なり

祈年祭

祈年祭 としこひのまつりとよむ陰曆二月四日の祭事にて

神祇官にて行はる時令の度に順ひ年穀の豐熟ならむ事を祈
らる全國官幣國幣の諸神を祀るなり神祇令に仲春祈年祭義
解に欲令歲災不作時令順度即於神祇官祭之故云祈年とあり
此祭の始を崇神天皇の御宇に天神地祇に祈りければ風雨時
にしたがひ百の種物みのりぬとあるをみればこれより起り
しなるべし講義に高千穂宮の大御世よりぞ物し給ひけんと
あれどいかにやその式の定れるは天武天皇の令制を定むる
頃より設けられしならむ

集侍神主祝部等諸聞食登宣。高天原爾
神留坐。皇睦神漏伎命神漏彌命。天社國社登稱
辭竟奉。皇神等能前爾白久。今年二月爾御年初將
賜登爲而。皇御孫命能字豆能幣帛手。朝日能豐逆

登爾稱辭竟奉久登宣。

集侍神主祝部等諸聞食登宣 神祇官の齋庭に参り集り侍る神主祝部の人達諸聞き給へと告ぐといふ意うごなはるとは参集或は集侍の文字に充つるなり故に人の多く参り集り居るといふ義さればうすすまる(群集)といふ語と同じきなりまたうすくまる(踰居)といふ語に類したるなり舊説にうごなはりうづくまるとちふ言の都を略き久を其に轉じたるにてうづむしうづまさなどのうづに同じ那波理は曾那波里清万波里などの類にて延べていふ辞なりとありそのうづくまるとは堆隱の意にてうづまさの積増の意と同じきありさればうづは物の數かさなるものにて群るをいひ或は集るをいふなりよりてうごうすうづ皆同じ意の辞なりなはるすまるくまると皆動作をいふ辞なり故に語尾こそ異なるれ意は同じきなり執中抄にうごは動なりなはると立並ぶなりされば百千の人の正しく立並び群

りたるをいふとあるといかならむ神主とは神に仕へまつる人をいふ祝部とて神社の雑務を執る人をいふ聞食とは聞けといふ語の敬辞なり宣とは述ぶる意と同じくして言ひ聞かすとか告ぐとかと譯す言なり○神主祝詞等稱唯餘宣准之 もろもろきこしめせとのるといふときは神主祝部たちは唯と稱ふるなり此所の宣のといふとさに限らず餘の所の宣にても此所に准じて唯と稱ふるなりといふ意さて此條に祝詞の文の一段訖るごとに答辭唯と申すことなりといはれたるなりそのをいへ應ふる聲のをを重ねたる語なり○集侍より宣までは神主祝部に向て注意を致せし條あり次の文より本文に入るものと心得べし○高天原爾神留坐 高天原に神あつまりますといふ義高天原の高と添へていへる語なり天をまといふはわを省きたるなりそのあめは大なることなり原は廣きところをいふ故に大初るとき何もなかつたゞ空氣のみなりしさて此の高天原に二説

あり天つ國と日球となり即ち大空虛と日球との二つの説なりその
詳かなること古事記講義上卷に出せり見合はずべし神留の神を
かむといふは音便にいひたるなり音便に第一種第二種とありその
詳かなること余が著せる國語文典にあり參考ありたし留とはあ
つまりのあを省きてつまりといひたるなり文字は借字にてよるこ
となかれ故に積の字をもつまりとよませたるあるなりいづれも集
の意にて解くべし舊説に下つ國には降りまさす天つ宮に留り坐て
天知しめす皇祖の神たちを申すと云へり今考に下つ國に降まさぬ
と天に留りますといふ事雅言とも聞えずとあるとつまりといふ語
をとときえぬよりかくしひごとの出でつるなりなまごひそ坐と有り
居るの敬語又は他の動詞に添へて意なき敬語とすされど此所は有
りといふ意を以てとくべし○皇陸神漏伎命神漏彌命以 統べ知り
ます君の御親しみの皇祖の神の男神女神を以ちてといふ意皇陸と

は統べ知ります君の陸人にて皇祖をいふ即ち天皇の御親族を申し
奉るなり神とは上の義か或は赫身の約にてもあらんかそのかみを
音便にてかんとよみしなり漏伎は古語拾遺に留伎とせりこれラリ
ルレロの羅行の音の轉音にて親愛の語なり伎は男神の稱へ名なり
命のみは御にて上接辭なりことは所にその坐す所をさす言なり今
の殿とか閣下とかいふがごとし借字なりこれ皇祖の神の男神と申
す意なり神は上の意と同じく美稱なり漏彌の漏は親愛の詞にて下
接辭なり古語拾遺には留彌とあるは漏と留との轉音なり彌は女神
の稱へ名なり命は前の如しこれ皇祖の神の女神と申す意なり眞淵
翁のいはるゝには皇は統ちふ事にて尊みの言なり何ぞといはゞ天
を統知ますを皇大御神國を統知坐を皇大君と申す是也陸は天皇の
皇祖神たちなれば御親みのよしなり神漏伎は神須倍良袁岐美神漏
美は神須倍良米岐美にて皇祖の男女神達也伊邪那伎伊邪那美と申す

伎と美の言の略き是に同じさて出雲國造が神賀詞に高天乃神王高
御魂神御魂命能皇御孫命爾云云と有るはいと始の祖のみさし申な
れど他の詔刀言には高御魂神魂より始て伊那那伎伊那那美命天照大
御神まで惣てを申ぞ多き故男女の皇祖の神を申事といふことあり
されば古語拾遺出雲國造神賀詞等によれば神漏伎神漏美命の二神
は高皇產靈神皇產靈の二靈神にましませり眞淵翁の説によるとき
は高皇產靈神以下天照大御神までを神漏伎神漏美の命となされた
りこれによりて考ふるに皇祖とは帝王の御先祖を申すなれば何神
と指すべきにあらず剩へ男女の神とあるからは數神を指したるに
て翁の説に従ふべし講義に神漏伎神漏美之上在君上在女にて全世
界に有ゆる八百萬神の貫首の神たる由なるが汎く男女の皇祖なら
ぬ神をも尊みて申せりとあり後釋つけそへふみに上なる命字は後
人のさかしらに加へたるなるべしこの命は詔命をいへるなれば

二ついふべきにあらずもし二つながら命といふ言を添へていはい
以字の上に今一つ之命といふことなくてはたらはず然いへる例は
なしとあれば上の命の無き方よかるべし○天社國社登稱辭竟奉
皇祖の神達の命を以て天つ神國つ神の徳を擧げ美言を尽して稱ふ
る辭を竟へましたといふ意天社國社とは天つ神の社國つ神の社に
て崇神天皇の御宇にサダカに定められしなりざるを神代の頃に國
社天社と區別ありしやうに此文にては見ゆめれどもさにあらず只
天神地神の分ちこそありしなれそを後世の人に神とありしを社と
改めつらんかさて寛平五年の格に二月祈年六月十二月次十一月新
嘗祭者國家之大事也欲令歲災不起時令順度預此祭神京畿外國大小
通計五百五十八社とありまた延喜式に京畿諸國を合せての神達三
千百三十二座とあり内に國司の祭る分は二千三百九十五座を除き
て七百三十七座を神祇官の祭るなり稱辭とは崇み辭の義なり神の

徳を擧げ盡して美め言ふことなし後釋には満足はず意なりとあり竟は極め尽す果す遂ぐ濟ます成す等の意あるものなり此の内をえらびてとくべし奉とは通常は贈るの敬語或は著せ申すとかとくべきものなれどもこゝに己が動作の動詞に添ふる敬語なり○皇神等能前爾白久クムハクニモコトク 統べ知ります神たちの御前に申し上げるといふ意皇神共に意義は上に述べたり白久とをまをすといふ語を延音になしたり延音とは一音を二音に呼びなすものにてこれに一種と二種とあり詳かなることと國語文典にあり見合はすべし○今年二月爾コトシニフツキニ 本年の二月にといふ意ささらぎとは衣更着キカキの略なるべし此月尙餘寒ありければなり○御年初將賜登爲而ミトシノハツキニタマヒカゲニ 初は祈の誤なるべし本年二月四日に御年祈即ち稻作の豐饒にあらんことを祈ひ賜はんとなしてといふ意御年の御と美稱なり年は稻を其年に善く實るにつきていふなり故に年は稻なり例を出せば我が欲りし雨は降りきぬ斯

くしあらば言わけせずとも登思と榮えむとあるを以ても明かなり記傳に年は田寄タヨシなり多與の切り登なりさて登志は穀の事あり其之神の御靈もて田に成て天皇に寄し給ふ故に云へりとあり又は稻は二月より種子をまき田を耕しなごするをもて御年初めるとはいはれたりといふ説ありいかにや講義には年祈を曲説といはれたり略解年初の説に従へり○皇御孫命ミコノミコノミコト 天照大御神の御子孫の命のといふ意眞淵翁のいえる天御孫日子番能邇々夔命より同じ日嗣しるしめす大御次にませば今の天皇の御事をも御孫命と申し奉れり即ち皇祖神たちを且は御睦み且は崇み給ふよしなりとあるはさもありなむ史傳に須賣は統にて皇神の須賣と同じく美麻は御眞子を略ける言にて麻那古と云ふに同じく愛親しみ稱へたる詞なりとあり○宇豆幣帛ウツメヒキ 盛りあがりたる幣物をといふ意うづとは物品の積みあがりたるより出でたる語にてうづまのうづと同じく盛

りあがるとかると積かの義ありさるを宇豆ウツマを嚴イカしく大なる形にて神代紀に珍ウツコ子神武紀に珍ウツコ彦大殿祭詞に吾皇宇都御子万葉に皇朕スメラミコ宇頭乃御手ウツノミテ以てあるを證に出して説かれたるがあれと語を見あやまりたるならむそと高く嚴しき意にて物を美むる語に用ゐるはうつ(珍美)と清音にいふなり濁りてうづといはれたるは此に引ける證なりよし美稱に仕ひたるものとせば嚴の意なり物品の多きより形容に用ゐしとなせば堆の意なり語法上よりいへば珍ウツコは名詞堆は上接辭なり共に他の語と組合ひて熟語名詞を造るものなりされば左右を括りて見るときは彼れは嚴しく大なる意是れは盛りあがりて高くなる意なりその大なると高くなるとは同じきものなり猶分解すれば大は甚だしき嵩にてありといふ意高は重なり多しといふ意此によりて畢竟は一にして異なることなし只末の語釋の別あるのみみてぐらはしもどつくゑにてみたせぐらなりくらは物を置く所

をいふされば萬の物を置座に充てゝ奉るものゆゑにすべての幣物を云へるなり○朝日アサヒ能ノ豊トヨ逆サカ登ノボ爾ニ 朝日の盛に映えて昇る如くにといふ意朝日は朝昇る時の日をいふこれ豊の序に於けるなり豊は美稱なり逆登は借字にて榮登なり故にこれらを括りては十分といふ意なり○稱辭ケガレ竟ハシ奉ホウ久ク登ノボ宣ノ 十分に徳を擧げ美言を尽しをへましたと告ぐといふ意奉久とは奉るといふを延音になしたるなり宣は上に出せりさて此處にて一段文を落着するなり故に宣といふときは神主祝部達の唯々といらふるものとす○此の祭は年祈をせん爲のてだてにいひたることばなりこれより以下十ヶ條は年祈の爲になす詞なりと知るべし講義にこゝまでの詞は其事を行ふ人に合すると其人の其神の御前に申すべき詞とを一つに擧たるなり集侍云云は宣命なり高天原爾云云は神に奉らせ給ふ御祈の祝詞なりさるを神主等に傳へて申さしめ給ふ故に奉久宣といひつづけて此は宣

ふ意前に之既の高大なるをいひ後には既の内に酒を充分満せてい
くつも雙べてといひかけたるなり講義に腹之既の太きなりと見ゆ
○汁スス爾ニ類ニ爾ニ母ト 汁にもなし類にもなして奉らむといふ意汁は醗
なり液にて酒のうすきものなりさて此の汁といふは既の言を受け
ていひたるなり類といふは初穂といふ言を受けたるなり○稱辭コトバ竟ハ
奉マツル 贊辭を竟へ奉るといふ意○大野原オホノハラ爾ニ生物者ニ 大野の原に生
へるものはといふ意○甘菜カンサイ辛菜シンサイ 甘き菜辛き菜といふ意さて甘
は青菜薺の類をいひ辛きは蘿蔔野韭の類をいふ○青海原アヲノハラ住ス物者モノ
大海の原に住むものはといふ意○鱒マス能ニ廣物ヒロモノ鱒マス能ニ狹物ヒヤモノ 魚の大
るもの魚の小なるものといふ意鱒は端の義にてひれあるものは魚
なり故に鱒はとりもなはず魚の事なり廣狹は大小といはむがこ
とし○奥津ウツ藻菜モ 奥の藻はといふ意海にては岸より彼方をおきと
いへり沖の字に常はあてり○邊津ヘツ藻菜モ爾ニ至ツキ氏ノ 邊の藻に至る

までにといふ意岸のあたりをへといふ奥に對へたる語にこそ元之
端方ヘノカタの意といふ○御服者ミツクサ明妙照妙和妙荒妙爾ニ 御衣服之明かなる絹
布照りたる絹布細しき絹布荒き絹布に至るまで奉らむといふ意御服
のそは身に添ふよりいふことにて衣の敬語なり妙は借字にて袴は
正しきなりまたたくともいふ古へ布類の總稱なり多く穀の木の皮
にて織れる木綿の布をいふ白妙和妙などいひて色の白ければ常に
白き意の語に代へ用ゐる又粗妙は麻の皮の絲にて織目粗く織れる
布なりさて和妙荒妙に上古と中古と語同じくして品の異なりたる
ことありそと袴麻の布の細きを和袴麁きを麁妙といひしを中古に
至りては絹を和妙麻を荒妙といふことになりたりよく心をそい
ぐべし講義に明妙は染たる色どもの映しきをいひ照妙は色は何に
まれ光澤ありて美きを云ふなり倭文また木綿麻などを荒妙と云ひ
色に染ず光澤の無き絹を和妙と云ふなるべしとあり○稱辭コトバ竟ハ奉マツル

ふ意前に之既の高大なるをいひ後には既の内に酒を充分満せてい
くつも雙べてといひかけたるなり講義に腹之既の大きなりと見ゆ
○汁爾母類爾母 汁にもなし類にもなし奉らむといふ意汁は醗
なり液にて酒のうすきものなりさて此の汁といふは既の言を受け
ていひたるなり類といふは初穂といふ言を受けたるなり○稱辭竟
奉幸 贊辭を竟へ奉るといふ意○大野原爾生物者 大野の原に生
へるものはといふ意○甘菜辛菜 甘き菜辛き菜といふ意さて甘き
は青菜薺の類をいひ辛きは蘿蔔野韭の類をいふ○青海原爾住物者
大海の原に住むものはといふ意○鱸能廣物鱸能狹物 魚の大な
るもの魚の小なるものといふ意鱸は端の義にてひれあるものは魚
なり故に鱸はとりもなほさず魚の事なり廣狹は大小といはむがこ
とし○奥津藻菜 奥の藻はといふ意海にては岸より彼方をおきと
いへり沖の字に常はあてり○邊津藻菜爾至氏爾 邊の藻に至る

までにといふ意岸のあたりをへといふ奥に對へたる語にこそ元之
端方の意といふ○御服者明妙照妙和妙荒妙爾 御衣服之明かなる絹
布照りたる絹布細しき絹布荒き絹布に至るまで奉らむといふ意御服
のそは身に添ふよりいふことにて衣の敬語なり妙は借字にて考は
正しきなりまたたくともいふ古へ布類の總稱なり多く穀の木の皮
にて織れる木綿の布をいふ白妙和妙などいひて色の白ければ常に
白き意の語に代へ用ゐる又粗妙は麻の皮の絲にて織目粗く織れる
布なりさて和妙荒妙に上古と中古と語同じくして品の異なりたる
ことありそと考麻の布の細さを和考麩きを麩妙といひしを中古に
至りては絹を和妙麻を荒妙といふことになりたりよく心をそい
ぐべし講義に明妙は染たる色どもの映しきをいひ照妙は色は何に
まれ光澤ありて美さを云ふなり倭文また木綿麻などを荒妙と云ひ
色に染ず光澤の無き絹を和妙と云ふなるべしとあり○稱辭竟奉幸

贊辭と竟へ奉るといふ意○御年皇神能前爾 稻を知ります神の御
 前にといふ意さて御年皇神とは大年神の御子を申すなり古事記に
 大年命娶香用比賣生子御年神とあり古語拾遺には大年御歳神とあ
 りされば御年神と大年神の御子なること著しまた何處の地に祭ら
 せらるゝにやといふに神名帳に大和國葛上郡葛木御歳神社名神と
 いふあれば此地あるべしよりて此社を祭らるゝならん古語拾遺講
 義古事記講義を見合はすべし○白馬白猪白鶏 白き馬白き猪白き
 鶏といふ意その馬と神の乗り給へる料にとあてられつるなり故に
 神馬とて古へも今も此事あるなり猪と豕なり鶏は庭つ鳥なり儀式
 に京職貢白鶏一雙近江國豚一頭とあるにて明けしさて此物は御贊
 に供したるなるべし後世釋奠のときに御贊に此物を用ゐし事あり
 たりよりて古へを願れば神にも天皇にも豚鶏の肉をさこしめし
 なるべし古語拾遺に堅田巫埜田巫をして占はしめしに御歳神の祟

をなし給へるなりよろしく白き豕白き馬白き鶏を獻りて其神の憤
 怒を解き放ち給ふべしとのたまへりとあるをみても御贊に獻る料
 物は豕馬鶏の三つと定りたるものと見ねたり○種々色物乎備奉氏
 御服御酒類海山の獲物等の種々の色物を備へ奉りてといふ意講
 義に祈年幣物を云り然れば初穂以下の文に拘はらず右に擧る云云
 は將來の新嘗祭に行ふ所の幣帛にして當前の幣物に非ずとみゆ○
 皇御孫命能字豆能幣帛乎 皇御孫命の嚴の幣物を奉るといふ意う
 づのみてぐらの意義は既に上に述べたるが如し○稱辭竟奉久登宣
 贊辭を竟へ奉ると宣り聞すといふ○此所にて一小段落なり故に
 上文の例により神主祝部等唯々と應ふるなり祝詞者には祝部等稱
 唯の五字あり平田本に之無し無きに從へり如何となれば此文の初
 めに餘宣准此とあるをもてあり

大御巫能辭稱竟奉皇神等能前爾白久神魂高御

魂^{ムスビ}生^{イフ}魂^{ムスビ}足^{タラシ}魂^{ムスビ}玉^{タマ}留^{ツメ}魂^{ムスビ}大^{オホ}宮^{ミヤ}乃^ノ賣^ウ大^{オホ}御^ミ膳^ケ都^ツ神^{カミ}辭^{コト}代^{シロ}主^{メシ}
 登^ト御^ミ名^ナ者^ハ白^{シラ}而^{シテ}辭^{コト}竟^ヘ奉^{マツラフ}者^ハ皇^{スメ}御^ミ孫^{マコ}命^{ミコト}御^ミ世^ヨ乎^ヲ手^テ長^{ナガ}御^ミ
 世^ヨ登^ト堅^{カキ}磐^{イハ}爾^ニ常^{トキ}磐^{イハ}爾^ニ齋^{イハヒ}比^ヒ奉^{マツリ}茂^{イカシ}御^ミ世^ヨ爾^ニ幸^{サキハ}閉^ヘ奉^{マツ}故^{コト}皇^{スメ}
 吾^{ワガム}睦^{ムツ}神^{カミ}漏^ロ伎^ギ命^{ミコト}神^{カミ}漏^ロ彌^{ミン}命^{ミコト}登^ト皇^{スメ}御^ミ孫^{マコ}命^{ミコト}能^ノ宇^ウ豆^ツ乃^ノ幣^{ハヒ}
 帛^ヒ乎^ヲ稱^{ナヅケ}辭^{コト}竟^ヘ奉^{マツラフ}久^{キウ}登^ト宣^{ノル}

大御巫能稱辭竟奉 流布本に之稱の字なし考本によりて補へり購
 義云考に稱字を他例に依て補はれたれども諸本皆無に依て本のみ
 に措つ稱辭竟奉は其祭祀に與る物に就て云ひ辭竟奉は唯に其齋
 く神の御徳を申し出る時に用ふる詞なりされば一は祭にも神の事
 にも亘りて廣く二は神の御上にのみ云ふ事にて狭き詞なりと知る
 べし云云大御巫生島の如く祀る御巫に就ては辭竟奉といひ座摩御
 門の如く祭る所に就ては稱辭竟奉と云へりとおれば強ちに補えず

ともよかるべし以下は此説に従へりさて大御巫の贊辭竟奉るとい
 ふ意大御巫の大御とは大に御を添へて物事を尊びいふに用ゐる語
 なり巫とは神和の義にて神を齋き祀り神樂など奏する人をいふさ
 るをかんのことよまれたるあるは神の子の義にや盪尻に世俗稱巫
 女爲神子訓美 或曰美加武乃古按楚辭雲中君朱註曰雲神所降也楚人
 名巫爲靈子若曰神之子也以此見之則神子之稱倭漢同其意と見ゆ此
 巫は神祇官の八神を齋きまつるより大御と尊びたるなるべしまた
 いふ御巫は職員令集解に巫者知鬼神之道者也 在男曰巫在女曰覡一
 説在男曰覡在女曰巫此令取此説員數考選者待式處分別記御巫五人
 倭國巫二口在京生島一口左京居摩一口御門一口云云とありされば
 女なるを女巫ともいふまたみことといへり(巫)男なるを男巫ともい
 ふ(覡)故に宮中の神の條に神祇官齋院在御巫等祭神二十三座云云取
 處女堪事充之とあるを以ても女なること著し神名式に大巫祭神八

座とあり鎮魂祭に八神を祭るとあれは大御巫の掌程は八神を祀るものと見ゆ八神とは古語拾遺に高皇產靈、神皇產靈、魂留產靈、生産靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御膳神已上今御巫所奉祀也とあればこの八柱の神を八神と申し奉りし之後釋のつけそへぶみに八柱神は天皇の御守護のため齋祭り給ふ神たちなりと見ゆさもあるべし○皇神等能前爾白久 統べ知ります神等の前に申すといふ意○神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白而稱辭竟奉者神魂高魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主神と御名は申して贊辭竟へ奉つたならばといふ意さて名義をいはんに神魂高御魂の神も高も共に尊稱なり御は上接辭にて親愛の辭なりむす(産は成り出づ生ふ生ずとかの義なりび(靈)は威靈にてくしびなり故に二神造化の主宰になりまして諸物を造り成し出じたる第一にます神なり生魂は人の活動をなすことを掌りし神を申すなりむすびは

上に同じ古事記に大年神娶活須毘神之女生大國魂神と見ゆたり足魂は足らざる處なく諸事共に整ひ備はり豊に十分足る事を掌りし神を申す之魂は上に同じ眞淵翁はかくいはれさそは足魂は右の生魂神の和魂なるべしさてこの二神は神祇令の集解鎮魂祭にいへる饒速日命自天降る時天の神の授給へる生玉足玉死反玉道反玉蛇比禮蜂比禮云云十種神寶の中四つは即ちこの生魂より下三神と言も功も均しさをかむふに天皇の御命長く御稜威足ひまた死たる魂をよみかへらせ黄泉の道より反りなとし給ふかの伊邪那岐命の御功有神たちなりけり且同記に二御神の島々を生給ふ所に生大島亦名謂大多麻留別といひ伊勢の國にも多麻留ちふ所有るはその神を齋しよりの名なるべしといまは参考の爲に掲げしなり玉留魂は靈魂の身を離れず體中に鎮め留むる神を申すなり故に鎮め留め成す事を掌りし神なりむすびは上に同大宮乃賣は大殿にまして君

臣の間を謀り和らげます女神をい此女神は太王命の子にまして天照大神の宮の内の事を執給ひしより内侍の天皇に仕へ奉る濫觴とぞなりたりける大御膳都神の大御は尊稱なり膳都神は食津神なりその食は人生の第一要用なる食物なり津は天爾波ののなりされば食物の神を申すなりこの神の身に五穀その外の物のなり初めし事有りよりて大膳職にも齋ひ奉る神にこそあれ辭代主とは此國土にましまして萬事を知しめしたる主宰の神を申す之眞淵翁はいはれきこの大神は天事代國事代と稱へ申せること神功皇后紀に見ゆ代は言の實あるちふ言にて物の辨も明らかなればすむやけく國を御孫命に讓奉給ひ即ち天皇の近き守りとして大倭の宇奈提に鎮り坐ぬかくて事代主大神は初國知して磐余彦天皇の後五十鈴媛命の御父なり其媛命の生みましゝ皇子綏靖天皇天つ日嗣知しめしきしかればこれより萬代に傳へます天皇の始め大御祖におはしませば此媛

命之萬代に崇み給ふべきが上にその大神こそ天の下を天御孫命に讓給へる御功も比なければ高御魂命に次て八神のうちとして齋さ奉りますなりとはさもありなむ稱辭竟奉の四字の義は上に述べつれば以下には解を下さずさ思ふべし○皇御孫命御世乎手長御世登皇御孫命の御世を長き御世といふ意手長の手は借字にてたばしるたとはるなどの類の如く發語なり唯長きといはんが如し後釋に足長の御世とあり○堅磐爾常磐爾齋奉 變りなく齋ひ奉るといふ意堅磐はかたきいはの約音なり常磐はどこいはの約音なり共に永久變はらぬことなりまたとこしあへなることなり齋は齋延ふの意か穢を齋み慎みて祀ることなり講義に伊波比は不祥事を避忌て善らしむるを云ひて此を神より天皇の御爲に忌ひ奉りて方に悪き事なく善らしむるを云ふ伊波布は其根基の堅固不動なるを祝ぎ云ふ語なるが佐伎波布之其枝葉の茂盛繁榮する由の祝言なり然れば伊

波布は齋延にて佐伎波布は幸延なること更なりとありこは君が
 世の千代に八千代にかたきいはの如くとこいはの如く永久變はら
 ぬに齋ひ奉るといふ義なり○茂御世爾幸閉奉故 殿めしき御世に
 幸へなし奉り給ふ故にといふ意茂の字は借字にて殿の意なりまよ
 ふべからず○皇吾陸神漏伎命神漏彌命登 天皇朕御親しき皇祖の
 神の男神女神と申してといふ意後釋つけそへふみにこは皇祖神を
 らぬ神たちもあれども厚く尊み給ひてみな皇祖神として祭り給ふ
 よしなりと見ゆ講義には皇祖王神の詔命に依てといふ意なりと見
 たりこれまた一説なり○皇御孫命能字豆乃幣帛乎 皇御孫の命
 の殿の幣物を奉りてといふ意○稱辭竟奉久登宣 贊辭を述べ竟へ
 奉ると宣りきかすといふ意○此宣り給ふといふときに於ては神主
 祝部等唯々と應ふること前例の如しまたいふ此條古語拾遺講義二
 百一頁より二百三頁に至るまでを參照ありたしまた大殿祭の條を

も見合はすべし

座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井
 榮井津長井阿須波婆比支登御名者白氏辭竟奉
 者皇神能敷坐下都磐根爾宮柱太知立高天原爾
 千木高知氏皇御孫命乃瑞能御舍手仕奉氏天御
 蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須我
 故皇御孫命能字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

座摩乃御巫乃稱辭竟奉 座摩の御巫の贊辭を竟へ奉るといふ意座摩
 とて居處領の義なり居は家居住居の如く居る所をいふ處は住處在
 處の如く處をいふ即ち場所之領は知にて我が持つをいふ此處わ
 る座摩と借字之すりはしりの轉ぶたる音之されば居處を領し給ふ
 神といふ義これよりして天皇のまします大宮の地を守り給ふ神と

なるなり眞淵翁はゐがすりといふ言は座は令集解に居とも書しかばゐとよむこと定かなり然れども居も摩も借字井カシ之後ちふ所の名にや有けむしをすといふは音便なりさてこは御井の神の祭なり又式に御川水の祭にも此座摩御巫を用ゐらるゝをかもふにそのとじめ井の邊に坐す神を御井の神と祭られしにやといはれたりまた或説にゐがすりと唱ふるも定かなるよし見ねば思ふにゐなでといふにはあらずやさらば井ノ之塘ヲの意なる故に御井また御溝水にも祭らるゝならんかとあり講義に座摩と御溝水の神に坐り四時祭式に御川水祭座摩巫各行事とあるにて知られたり此に依て思ふに座摩と考の一説の如く井之塘にて有らむか井之塘即ち溝にて御溝水なる事云ふも更之とありこれらと座摩の語源を解し得ざるよりくさぐさの説の出づるなりまたいはんに座摩は攝津國西生郡の所の名にて式にも同郡に同神の社あり此次に皇神の敷坐しし文によ

るにいにしへよりこの大神の敷坐し所に仁徳天皇宮造りし給ひて宮中に齋まし、故に其後大和山城と京を遷されても同じくうつし齋はれてそこを即ち座摩といひしなるべしといはるゝも余がいふ所の大宮の地を守り給ふ神にますをもて遷都ある毎に其地に齋き祀りし之故に舊都に座摩と名の存するは勿論なりよりて居處領の義にてそれより天皇のまします大宮の地を守り給ふ意となるなりよく記臆すべし御巫は上に述べし如し古語拾遺に座摩是大宮地之靈今坐座摩巫所奉齋也とあれば座摩の神を齋き祀り神樂など奏する人を座摩の御巫とといひしなり○皇神等能前爾白久 皇祖神等の御前に申すといふ意○生井榮井津長井阿須波婆比支登御名者向氏辞竟奉者 生井榮井津長井阿須波婆比支と御名は白して贊辭を竟へ奉たならばといふ意生井榮井津長井の三つの名義を説きたるは余いまだこれを見ず故にかしめてに解するをもて他によき説わら

ばとりてよさて生井は幾居イフの借字にて程の知られぬ居處といふ義
 ならん即ち數千年もましますべき居處と守りたまふ神を申ししな
 るべし文字コトのまゝにてとかば井水をからさざるやうに掌る神をい
 ふにや神名式に生井神とあり榮井は咲居イフの義にて咲く居處の意な
 らんすべて榮といふも咲といふも意通するものにて繁盛なるこゝ
 ろは同じきなり故に福の字幸の字にあつることあるなり故に神名
 式に福井神とあるも榮井の神を申ししなるべしされば繁盛なる居
 處と幸へ給ふ神をいひしなるべし上の如くよみのまゝにてとかば
 井水を幸へ給ふ事を掌る神をいふにや津長井の津は附く集ふなど
 の意にてものゝよる所をいふ長井は長居にて長久の居處といふ義
 故に人のよりあつまりて長久の居處と守り給ふ神を申ししなるべ
 し神名式に綱長井神とあるも借字にて畢竟は津長井に意なり上の
 如くよみのまゝにてとかば井水を集め長久に保たしむる事を掌る

神をいふにや記傳に井の深きは水冷かなる故につるべの綱の長さ
 由を世の長さ由に懸てとなへたるかどあり猶よく考ふべし阿須波
 のおは彌の義すは清にてはは庭なり故に彌清き庭を守る神にて庭
 津日神と同ぞく家所を幸はふ神をいふなり特に庭を清むべき事を
 幸はふ神なり故に庭中に多く此神を祭れり万葉集に庭中のあすは
 の神と見ゆ記傳に足場の義にやあしをあすと云は地名の足羽など
 是なり凡て何處にまれ人の足ふみ立る地を足場と云ふ今世に足場
 のよきあしきなど云ふゆりさて此神は人の他へ行くとても万の事
 業をなすとても足ふみ立る地を守り坐す神なるが故に毎家に祭り
 しにや云々大宮地の靈とは此阿須波の神を云ふなりとあるはいか
 にや婆比伎は帚の神なりそのははきといふをはひきとうつせるは
 一の音を二の音に轉じたるなり而してはひは拂ひの義にて汚なき
 物を拂ひ清むる木の意なり故に拂ひ清むる木の神なり記傳に波比

入君の意か伊は比の韻にある故に省き又理と美とを省けるなり云
 云思ふに門より屋内に入るまでの間の庭を波比入といひしなり波
 比入とはたゞ步入にて今世言にもはいるといふ是なりはふとはい
 さゝかの間の所を行くことなりかくて此神は其波比入の庭を守り
 給ふ神にやあらんといはれたれとうけがたし此によりて考ふると
 きは此二神は居處の事に關はりつれば前の三神も居處によらずば
 あるべからずまたいふ此二神は古事記に庭津日神次阿須波神次波
 比岐神とある神なり○皇神能敷坐 皇祖神の太敷さますといふ意
 講義に敷坐は其任を及ぼすの謂なりされば宮柱太敷を太知なとい
 ふに似たれども敷は此より先にはとこし及すの意知は彼より此に
 よりつく意にて等しかずとあり○下都磐根爾宮柱太知立 下の磐
 石の根に宮の柱を太く敷き立てといふ意下は即ち底にて底は大地
 のいたり止る處をいふ都々天爾波ののに通ふものなり磐根とは堅

固なる根をいふにて磐石といはんがごとし宮柱とは御在處の宮の
 柱といふ意太知とは太敷きにて太く著明に敷く義立は柱を建つる
 意なり古語拾遺には底都磐根爾宮柱布都之利立とありたり○高天
 原爾千木高知氏 虚空に千木を高く敷てといふ意高天原は虚空を
 指したるなり千木は搏風にて氷木ともいへり共に肱木の上略又は
 中略なり其形屈折すればいふとぞ或は風木の義といふ垂木又は交
 木の約などいふはすべていかかにやこれ上代の家作に切棟作の屋
 根の左右の端に用ゐる長さ材にて其本は前後の軒より上りて棟に
 て行合ふを組交へ其組目以上其梢をそのまゝ長く出して宗を衝く
 ものなり其組目以下之様と並び又屋の妻にて搏風となる千木今神
 社にのみ用ゐる其梢の一角を殺ぐをかたそぎといふ伊勢の内宮な
 るは内角を殺ぎ外宮なるは外角を殺ぐ共に風穴を明くなり高知氏
 は高く著明に敷きてといふ意古語拾遺には高天原爾搏風高之利氏

とありたり此二條之上古の家作にて此處は天皇のまします大宮殿
 を申したるなり○皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏 皇御孫命の美々
 しく威稜ある御在處を造りて仕へ奉りてといふ意瑞とはみいつに
 て御殿の美々しく威稜あるをいふなり御舍とは御在處にて舍殿宮
 殿などをいふなりさて上の文より綴りていふときは大地の底にあ
 る磐石の許まで掘り下げて宮柱を太く敷き立て、御殿の屋根の上
 にあるちきを虚空まで高く聳え敷きていとも美々しく皇孫の命の
 威稜ある御宮殿を造り奉りての義なり○天御蔭日御蔭登隱坐氏
 天の蔭日の蔭とを避けて宮殿に隠れ坐ましてといふ義家元日を
 覆ひ天を覆ふものなればかく文をわやなして天のみかげ日のみか
 げとかくりますといへるなり御は美稱なり○四方國乎安國登平久
 知食故 諸方の國を平安なる國と治め定め知ります故にといふ意
 ○皇御孫命能宇豆乃幣帛乎 皇御孫命の嚴の幣物を奉つりてとい

ふ意○稱辭竟奉久登宣 贊辭を竟へ奉ると宣りさかすといふ意○
 此宣といふときは例の如く神主祝部たちの唯たといらふるなりま
 たいふ座摩の御巫は此條の初めに五神あるを齋き祀る巫と見ゆ
 御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐
 間門命豐磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方
 能御門爾湯都磐村能如塞坐氏朝者御門開奉夕
 者御門閉奉氏疎夫留物能自下往者下乎守自
 往者上手守夜能守日能守爾守奉故皇御孫命能
 守豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
 御門能御巫能稱辭竟奉 御門の御巫の贊辭を竟へ奉るといふ意こ
 の御巫は御門を守衛しますます二神を今御門巫の齋きまつるとこ
 ろなりと神名式に御門巫祭神八座とゆりこは一門に二神づつなれ

ば東西南北四門にては八神とあるなり古語拾遺に櫛磐間戸神豊磐
 間戸神(已上今御門巫所奉齋也)と見ゆたり○皇神等能前爾曰久 皇
 祖神等の御前に申すといふ意○櫛磐間門命豊磐間門命登御名者白
 氏稱辞竟奉者 櫛磐間門命豊磐間門命と御名は白して替辞竟へ奉
 つたならばといふ意櫛磐間門命豊磐間門命の櫛は奇靈の意豊は十
 分の意共に尊稱なり磐之堅固なる義間門は眞門なりいづれも御門
 を守り給ふ神なり古事記の天孫降臨の條に天石門別神亦名謂櫛石
 憲神亦名謂豊石憲神此神者御門之神也なりとありまたいふ磐は堅
 固なる義なるべけれどまた大なる義にも通するなり○四方能御
 門爾 東西南北の四方の御門にといふ意○湯津磐村能如塞座氏
 多くの磐の群りたる事の如く塞りましてといふ意湯津は五百箇に
 て數の多きをいひ磐は磐石なり村は群の意なり○朝者御門開奉
 朝方は御門を開き奉りといふ意○夕者御門閉奉氏 夕方は御門を

閉ぢ奉りてといふ意講義云古語拾遺に曰臣命帥來目部衛護宮門掌
 其開闔と見え姓氏錄に大伴宿禰條に云云雄略天皇御世云云奏曰衛
 門開闔之務於職也重若一身難堪望與愚兒語相伴奉衛左右勅依奏是
 大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也と見えたる如く上古より大伴佐伯
 の二氏門部を率ゐて御門を衛りしなり中古以來六衛門の官出來て
 諸門の禁衛を主ること人の知れるが如し然るに御門の開闔の神業
 に記たるは全く人の爲業には在ながら幽より神の贊けて物爲させ
 令め給ふ所なるが故なりとありたり○疎夫留物能 親しまざるも
 のといふ意うとふは波行中二段の活き詞にてうとむといふに同じ
 即ち親しますぬろそかになす又思みきらふつれなくすなどの意な
 りこれ皇祖の大命に従はで皇孫をぬろそかになし邪神惡魔の入り
 來るをふせぐ料の神なればなり○自下往者下乎守 皇孫を疎じれ
 るそかにする邪神の下より往かば下を守衛すといふ意○自上往者

上乎守 皇孫を疎じおろそかにする邪神の上より往かば上を守衛
 すといふ意○夜能守日能守爾守奉故 其の邪神惡魔の大宮に入り
 來むを守衛する爲に夜の守日の守に守り奉る故にといふ意これ磐
 間門命の日夜御門を守ります故にどの義なり○皇御孫命能宇豆乃
 幣帛乎 皇御孫命の嚴の幣物を奉りてといふ意○稱辭竟奉久登宣
 贊辭を竟へ奉ると宣りさかすといふ意○此宣にてまた例の通り
 唯々と應ふるなりまた二神の名義は古語拾遺講義古事記講義とを
 見合はすべしまたいふ古事記の文によるときは二神一柱の如く見
 ゆされど和魂荒魂と別ちて二神となし門の左右にましまさしめし
 ものなるべし

生嶋能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久生國
 足國登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐嶋能八

十嶋者谷蟆能狹度極鹽沫久畱限狹國者廣久峻
 國者平久嶋能八十嶋墮事無皇神等能依左志奉故
 皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

生島能御巫能稱辭竟奉 生島の御巫の贊辭を竟へ奉るといふ意生
 島の生は活動をいひ島は四面局られて狹又は締の義なり梵語にも
 四磨といふとぞ故に活動する土地の四面局られて狹さをいふ意そ
 の四面を締りたる土地を守り給ふ神を生島神と申ししなるべし古
 語拾遺に生島是大八洲之靈今生島巫所奉齋也とあるによれば生島
 の神はとりもなはさず大八洲の靈即ち大日本國の靈神なりされば
 こゝ生島の御巫の齋さ記るなれ神名式に生島巫祭神二座并大月次
 新營生島神足島神とありかゝれば大八洲國の靈を生島足島といひ
 つるにやさてまた土地に神名の存したる事につき眞淵翁のいはれ

しは下の如し式に和泉國大島郡生國神社また信濃國小縣郡生島足
 島神社二座とありし有て是等の神を京に遷し齋しにやともいふ
 べけれども思ふに同式に攝津國東生郡に難波坐生國國魂神社二座
 並名神大月と有貞觀元年紀にも難波生國魂神坐摩神など出たりと
 次相嘗新嘗れば本この御名に依て所を生島といひしを二郡に分て東生西生と
 のみいひ又その生をも後には奈利と唱へ誤りつ今も生魂神社の難
 波に坐にて知るべしかれば既にいふ如く是も高津宮にて齋給ひ
 しを都ごと遷されけむ仍ていづくはあれど難波生島に依るべく
 ねばあるなりとさもありなむ○皇神等能前爾白久 皇祖神等の御
 前に申すといふ意○生國足國登御名者白氏稱辭竟奉者 生國足國
 と御名は白して贊辭竟へ奉つたならばといふ意生國の生は生魂の
 生と同じく活動をいふにて大八洲國の活動をなすことを掌りし神
 をいふ足國は足魂の足と同玄く整ひ備へり豊に十分足るをいふに

て大八洲國の十分足ることを掌りし神をいふこの神も前と同斷に
 て一神二體に分れたるなりよりて和魂と荒魂との二つとあるあり
 括りていはゞ大八洲國を知します神の功よりかく稱へたるなり○
 皇神乃敷坐島能八十島者 皇祖神の敷き坐す島の多くの島ととい
 ふ意島の名義は既に上にあげたり八十は敷をいひたるにあらず多
 きをいひたるなり○谷蟻能狭度極 谷蟻の渡るさはまりまでとい
 ふ意谷蟻は谷間に棲みてくくと鳴けばいふなり蟻ヒキカの古名なりと
 ぞ狭渡のさは發語なり渡之此處より彼處に行くをいふ極はきはま
 る處はてつまりといふ意○鹽沫能留限 潮の沫の流れて至り留る
 はてといふ意しはなわはしはのあわの約言之○狭國者廣久 島國
 之廣くといふ意初めに島は四面局られて狭又は締の義なりといへ
 るが如く狭之島なり○峻國者平久 峻國は靜なりといふ意○島能
 八十島墮事無 島の多くの島の脱漏することなくといふ意○皇神

等能依左志奉故 皇祖神等の寄せまつる故にといふ意○皇御孫命
能宇豆乃幣帛乎 皇御孫命の殿の幣物を奉りてといふ意○稱辭竟
奉久登宜 贊辭を竟へ奉ると宣りきかすといふ意此言終れば前の
如く唯々といらふるなり

辭別伊勢爾坐天照大御神能太前爾白久皇神能
見靈志坐四方國者天能壁立極國能退立限青雲
能靄極白雲能墮坐向伏限青海原者棹柁不干舟
艦能至留極大海原爾舟滿都都氣氏自陸往道者
荷緒縛堅氏磐根木根履佐久彌氏馬爪至留限長
道無間久立都都氣氏狹國者廣久峻國者平久遠
國者八十綱打挂氏引寄如事皇太御神能寄奉波

荷前者皇太御神能大前爾如横山打積置氏殘手波
平聞看又皇御孫命御世手手長御世登堅磐爾常
磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎神
漏彌命登宇事物頸根衝拔氏皇御孫命能宇豆乃
幣帛乎稱辭竟奉久登宜

辭別伊勢爾坐 辭を別けて伊勢の國にますますとい意講義云貞觀
儀式に諸社の祈年の幣帛を神主祝部等に領る所に大神宮幣帛者差
使進之と見え他社の例に異なれども儀式は共に行ひ給ふ故に伊勢
に坐とはいへりとあり○天照大御神能太前爾白久 天照大御神の
御前に申すといふ意○皇神能見靈志坐四方國者 皇祖神の見晴し
まします諸國はといふ意考本には皇大御神とあり此本には皇神と
ありされども意に於てと異なることなし此處は天照大御神を申し

奉るなり霽て自動にていふときは障れるもの開け解けて明白になるをいふそを他動にていふときははるかすともよみて晴らす意となるなり講義に見は身に稟持て其事を知行ふ由なり霽は照と同じと見ゆ○天能壁立極國能退立限 天の國方の立つてまで國の放れ立つかぎりに至るまでといふ意壁之國方の略言なり退は放る離るの意なり極限の二字の義は既にとけり○青雲能靄極白雲能墜坐向伏限 青雲の棚引くはてまで白雲の墜居て遙向に伏してある限りに至るまでといふ意青雲白雲とは語をあやなす爲に語をかぎりたるにて單に雲といふに同じ此体長歌になす對句の様なり向伏とは遙向を見るに雲の墜ち居て伏したる如き雲のはてをいひしなり○青海原者棹柁不干舟艦能至留極大海原爾舟滿都都氣氏 大海の原には棹柁を乾さず舟の艦の至り留るはてまでも大海の原に舟を滿ちつづけてといふ意青海原といふも大海原といふも同じ意あり青は大

の義なる故なればなり講義に船路の行至る極をいふ不干は不休息と云ふに同じとあり○自陸往道者荷緒縛堅氏 陸上より往く道は荷の緒を堅く結びといふ意これ諸國より今年生じたる初物を奉るを荷前といひて箱に納め荒薦に包み緒して馬に乗せ駄るをいふなり万葉集にあづまののささのはこののをにもへもがこころにのりにけるかもとあるは例とすべし○磐根木根履佐久彌氏 磐の根木の根を踏み分けてといふ意荷を駄けたる馬の通するさまをいふなりさくみとはさくむの變化したる語にて裂くの意あるなりまたさくくむともいふを例をいはし石根さくみて踏みとはりともあり客行公は五百隔山伊去割見あた守るともあれば多く用ゐることばと見ゆ○馬爪至留限 馬の爪の歩行し至り留るはてまでといふ意○長道無間久立都都氣氏 長き道も間も無く立ち繼けてといふ意さて此前條にて海をいひしよりこは陸をいひしなり而して彼れは

船の絶間なく繼ぎて通ふをいひ此れは馬の絶間無く繼ぎて通ふを
 いふまた語句に於きても對句をなしてあり青雲云云白雲云云とい
 ひたるがごとしこれ文法にいふところの雙關法なり○狹國者廣久
 峻國者平久 島國は廣く峻國は靜なりといふ意○遠國者八十綱打
 挂氏引寄如事 遠き國は多くの綱を懸けて引き寄する事の如くと
 いふ意これ三韓の御國に來貢するを以てかくいひたるにや八十綱
 打挂氏引寄といふ文句は出雲風土記國引の條に入雲たつ出雲の國
 は狹布の稚國なるかもはつ國小さく作らせり故作り繼はんぞ詔り
 給ひて栲衾新羅のみささを國のあまりありやと見れば國の餘り有
 りと詔り給ひて童女の胸すき取らして大魚のさだつき別けて旗す
 すきはふり別けて三つよりの綱打ちかけて霜つづらくるやくくに
 河船のもそろくに國來國來と引き來繼へる國はこづの打ちたへ
 よりしてやはに杵築の岬なりと云云とあるを以ちて八十綱うち

かけてひきよするごとの如くと語をとりていはれしものならむ○
 皇太御神能寄奉波 天照皇大神の寄せまつたならばといふ意○荷
 前者 荷前はと下にかかる文体之さて荷前ノサキといふは荷前ノサキの轉貢物
 の荷にいふ前とと初穂と言はんが如し万葉には荷向ノサキとも書けり古
 へ諸國にて出来る物の初を天皇に奉り年の終りに伊勢を始めて十
 陵八墓へ奉らせらるゝことなり故に宮中より諸國に使用するものを
 荷前使といへり故に伊勢は勿論なりと知るべし此使の事は年中行
 事を見るべし○皇大御神能大前爾 初物は天照大御神の大御前に
 といふ意○如横山打積置氏 横たはれたる山の如く打積み置きて
 といふ意これ物の澤山を積み置くなり○殘乎波平聞看 殘餘をば
 皇御孫命の聞食すといふことなり○又皇御孫命御世乎手長御世
 登 また皇御孫命の御世を長き御世といふ意手長のことには既にの
 べたり○堅磐爾常磐爾齋奉 變はりなく齋ひまつるといふ意かき

はにときははにの名義は上にとけり○茂御世爾幸附奉故 嚴し御世に幸へ奉る故にといふ意この長き御世と變はりなく齋ひまつり嚴し御世に幸へ奉るといふ語の源之神代紀に千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而活焉寶祚之隆當與天壤無窮者矣とありまた高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉と矣汝天兒屋命太玉命宣起樹天津神籬於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉とありこの二條より出でつるなるべし○皇吾陸神漏伎神漏彌命登 天皇朕皇祖の男神女神といふ意實は天照大御神を申し奉りたるにて神漏彌命とのみ申すべきを語調よりしてかく神漏伎神漏彌といえれしなるべし○宇事物頸根衝拔氏 鵜の鳥の如く首を倒にして即ち額を地に突きて敬ふといふ意宇事物の宇は鵜なり此鳥之水中にて水をかくときは頸を倒になして水に衝き入るものなればこれをとりにて人の額を衝き敬ふ事の譬になしたり事物をといふ者どとくな

り頸根とは首根なりそのうなは項にてうなはは頸の後なり即ちえりくびをいふなりさればうなねは項の根にて首の元をいふ衝拔は突き通すにて事をつとめていひたるなりこれによりて鵜といふ者の如く首の元を衝きてといふ義なり○皇御孫命能宇豆乃幣帛乎 皇御孫命の嚴の幣物を奉りてといふ意○辞稱竟奉久登宣 贊辞を竟へ奉ると宣り聞すといふ意此語のをはりたるときは例の通り祝部たちの唯々といらふるなり

御縣爾坐。皇神等前爾白久。高市葛木。十市志貴。山邊。曾布登。御名者白氏。此六御縣爾生出。甘菜辛菜。手持參來氏。皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食。故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

御縣爾坐 御縣にましますといふ意縣は上り田の義上古諸國にあ

る朝廷御領の地をいふさるに天皇の供御の物を作る畿内にある地を御縣といへり後に縣主の治むる一區の地の稱となれりこれもまた後に大抵郡となれりまたいふ國司の官人の其任國を指して縣といへりそれより轉じて田舎をわがたともいふ此處は朝廷御領の地をいふ記傳に阿賀多は上り田にて元は畠の事なり田と云ふ田をも畠をも統たる名にて其中に水のつかぬを畠とも上田ともいふ水田よりは高く上りたる田なりかかれれば縣と云ふとも御上田より起れる名にて又それに准へて諸國にある朝廷の御料地をも云ふとあり講義に御縣は朝廷の御料にて供御に備る雜菓雜菜を貢る地を云へり内膳式に國地と云ふ是なり阿賀多は領田の義なるべし方疆を限りて頒ち知る意にて名けたるなり田とは陸田をも水田をも統たる名なるが阿賀多と云ふときは一方城の總稱となれりと見ゆ此説いかならむ○皇神等前爾白久 皇祖神等の御前に白すといふ意○高

市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氏 高市神葛木神十市神志貴神山邊神曾布神と御名は白してといふ意此神たちの御名は別に有るべけれどこゝは唯まします地名を以て御名といひなせり○此六御縣爾生出 此の高市葛木十市志貴山邊曾布の六の御縣今は皆郡といふに生ひ出づるといふ意○甘菜辛菜乎持參來氏 菁菜薺蘿荀野韭の類を持ち參り來てといふ意○皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故 皇御孫命の長久の御食の永遠の御食と聞食故にといふ意○皇御孫命乃宇豆能幣帛乎 皇御孫命の嚴の幣物を奉りてといふ意○稱辭竟奉久登宣 贊辭を竟へ奉ると宣り聞すといふ意此語をばれば例の如く應ふるなり○附けていふ六御縣は天皇の御莊なる事は勿論なりされどもその例として二三を出さむ推古天皇紀に蘇我大臣の本居は葛城縣なるによりて其御縣を賜とらんと申ししを朕が御代にこゝを失ひつと後の君ののたまひなんとて御許容あら

せ給はざりしこと御莊の一證なり又孝徳天皇紀に倭國の六縣に使
を遣はさる者は戸藉を造り并に田畝を校へしむとあるこれ御莊の
二證なりよりて莊園たる事著し後山城の京となりては内膳職の十
所の御園を定め各其御園の神十四座を奉祀すれども猶古例により
大和の六縣神は月次新嘗の祭などは絶えさせ給ふことなく行はせ
られしなりさすれば古への御領と新たの御領との神をまつらせ給
ひし事と見ゆ

山口坐皇神等能前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝
火耳無登御名者白氏遠山近山爾生立留大木小
木乎本末打切氏持參來氏皇御孫命能瑞能御舍
仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登
平久知食須我故皇御孫命能宇豆乃弊帛乎稱辭竟

奉久登宣

山口坐 山の口にましますといふ意○皇神等能前爾白久 皇祖神
の御前に申すといふ意○飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無登御名者白氏
飛鳥神石村神忍坂神長谷神畝火神耳無神登御名は白してといふ
意この山の神の御名は別にあるべけれど前條の如く在處を以て
御名とせしなり考本には飛鳥高市郡の如く山名の下に郡名をあげら
れしかどもこゝは平田本に従ひて本文に之郡名を載せずさそわれ
ども參考の爲に飛鳥以下の郡名をあくべし石村之十市郡にあり忍
坂之城上郡にあり長谷も城上郡にあり畝火は高市郡にあり耳無は十
市郡にあり○遠山近山爾生立留 遠き山近き山に生長し立てると
いふ意遠き近きも對したる語にてをちこちといはんが如し故にを
ちかたやまといふ語あるなり万葉に藤原の宮を造りましますとき
材木を近江の田上を初めその他四方の國々より持ち参りたること

見ゆめればをちこちのやまより材を採られしことありし證なり○
 本末打切氏持參來氏 生長し立てる木材の本末を打ち切りて天皇
 の御許に(京に)持ち参り來たりてといふ意大殿祭の條に今奥山乃大
 峽小峽爾立留木手齋部能齋斧手以伐採氏本末手波山神爾登氏中間
 手持出來氏とあり古語拾遺に令手置帆負彦狹知二神以天御量伐大
 峽小峽之材而造瑞殿とありまた同書に令天富命率手置帆負彦狹知
 二神之孫以齋斧齋鈕始採山構造正殿とわれは此條の事と同じき之
 ○皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏 皇御孫命の美美しき御在處を(宮殿)
 造り仕へ奉りてといふ意瑞能御舍の事は既に上にのべたり○天御
 蔭日御蔭登隱坐氏 天の御蔭日の蔭とを避け給ひて御在處(宮殿)に
 隠れましましてといふ意これ天と日との蔭を覆ひたる宮殿に隠れ
 ますをいふ義委しくは上にのべたり○四方國乎安國登乎久知食須我
 故 諸方の國を安き國と靜かに統べ知りますが故にといふ意四方

は四面にて諸方なること既にいへるが如し○皇御孫命能宇豆乃幣
 帛乎 皇御孫の命の嚴の幣物を奉りてといふ意○稱辭竟奉久登宣
 贊辭を竟へ奉ると宣り聞すといふ意此語終はりたるときと例の如
 くあるなり

水分坐。皇神等能前爾白久。吉野。宇陀。都祁。葛木登。
 御名者白氏辭竟奉者。皇神等能寄志奉。牟。奥都御
 年乎。八束穗能伊加志穗爾寄志奉者。皇神等爾。初
 穗波。穎爾母。汁爾母。甄閉高知。腹滿雙氏。稱辭竟奉氏。
 遺乎波。皇御孫命能。朝御食夕御食能加牟加比爾。長
 御食能遠御食登。赤丹穗爾聞食故。皇御孫命能宇
 豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久乎。諸聞食登宣。

水分坐 水分にましますといふ意水分とは文字の如く水を配分する義なり故に水分にます神之水を配分する功のある神なり水を上下し縦横さするなど皆此神の功なりさればこそ旱魃のときなど此神を祈るなり文武天皇の紀に奉馬于吉野水分峯神_二祈雨也とあるは證となるべし分をくまるとよむことは古事記上卷に天水分神_訓分云久麻理_二下_一倣_レ之とあり万葉集にかむさぶるいはねこさしきみよしぬのみくまりやまをみればかなしもなどあるにて訓のふるきはしらるべし○皇神等能前爾白久 皇祖神等の御前に申すといふ意○吉野宇陀都祁葛木登御名者白氏 吉野神宇陀神都祁神葛木神登御名は白してといふ意吉野は吉野郡吉野にます水分神なり宇陀と宇陀郡宇陀にます水分神なり都祁は山邊郡都祁山にます水分神なり葛城は葛上郡増村にます水分神なり○稱辭竟奉者 贊辭を竟へ奉ればといふ意○皇神等能寄志奉者 皇祖神の御依したてまつらうと

ふ意○奥津御年乎八束穗能伊加志穗爾寄志奉者 奥の稻を彌握穂の嚴穂に寄さしたてまつたならばといふ意名義既にとけり○皇神等爾初穂波穎爾母汁爾母 皇祖神等に初穂をば穂にもなし酒にもなしとといふ意名義は既にとけり○既閉高知既腹滿雙氏 既の上を高く敷き既の腹を滿て雙べてといふ義これ麩の大なるを敷きその麩に酒を十分滿せてそをいくつも雙べてといふ意にみてもよし○稱辭竟奉者 遺乎波皇御孫命能 贊辭を竟へ奉りて殘餘をば皇御孫命のといふ意これ下にいひかけたる文体なり○朝御食夕御食能加牟加比爾 朝夕の御食料の神穎米とみてもよろしにといふ意加比は稻穂をいふにてそれより穀をとりたるものを米といふなりこれ神に奉りたる殘餘なれば尋みて神の文字を加へたるなり後釋つけぞへふみに加は字加之御魂など云ふ字加之字を省けるにて食なり食も字氣の字を省けるにて加と氣と一つなり酒を佐加竹を多加とも

いふ如く宇氣も上にある時と宇加ともいへり牟加比は万葉の歌に御氣向とよめる向にて神に物を手向と云ふも同言之牟久流といふは令向にて奉る方よりいふ詞牟加布はそを受給ふ方より云詞なれば加牟加比と食向にて御膳につき給ふをいふことありいかにや○長御食能遠御食登赤丹穗爾聞食故 長久の御食の永遠の御食と赤く麗はしき顔にて聞し食す故にといふ意長といひ遠といふと共にとこしなへなることをいふにて祝ひの言なり赤丹穗の赤とかがやくの義丹は赤土より起り赤き色の名となり而して赤きものは麗はしければ美麗なる意ともなるなり穗は秀にてすぐれていでたるものをいふかはといふも形秀の義なれば秀に於てと異なる意なし故にかがやきてうるはしき秀にて龍顔の赤きを申すなり万葉にくれなるにころもそめまくほしけどもさなばにのはやひとのしるべきとあるを思ひ合はすべし○皇御孫命能宇豆乃幣帛乎 皇御孫命の殿

の幣物を奉りてといふ意○稱辭竟奉久乎諸聞食登宣 贊辭を竟へ奉る事を神主祝部等のもろく聞しめし給へと宣り聞すといふ意此語をばればまた例の如く應聲を發するなり

辭別忌部能弱肩爾太多須支取挂氏持由麻波利仕奉禮留幣帛乎神主祝部等受賜氏事不過捧持奉登宣。

辭別忌部能弱肩爾太多須支取挂氏 辭別けていふ忌部の弱き肩に太禊を取り掛けてといふ意こは忌部の勞を盡して奉仕せしさまをあらはせり○持由麻波利仕奉禮留幣帛乎 持ち齋み仕へ奉れる幣物をといふ意申麻波利は齋ひの延言にてもものいみすることなり○神主祝部等受賜氏 皇御孫命の御名代として忌部の齋みつかへまつれる幣帛なるべければ神主祝部等のこのことをよくも受け賜はり

てといふ意○事不過捧持奉登宣 事を過らず謹み畏みて幣帛を捧
け持ち奉れと祝詞を讀む者の告ぐといふ意これ忌部のなしたる所
業を神主祝部等の受け賜ひて敬ひ畏みて幣物を持ち退きれたのが國
々の太神へ奉れと讀者の宣聞かすといふ義

春日祭

春日とは大和國添上郡にある地名なりその春日に齋き祀ら
せ給ふ神は四座ありて武甕槌命經津主命天兒屋命萬幡姬命
の四柱之神名式に春日祭神四座と見ゆさて祭日は四時祭式
に二月十一月上申日也とありその祭の盞觴は貞觀元年十一
月なり此祭の祝詞は今の京となりて作爲したるものなれば
上古の如き文體にあらずよく味ひてよ

天皇我大命爾坐世恐岐鹿鳴坐健御賀豆智命香
取坐伊波比主命枚岡坐天之子八根命比賣神四

柱能皇神等能廣前仁白久大神等能乞賜比能任爾
春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立高天原
爾千木高知氏天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏貢流
神寶者御鏡御橫刀御弓御棹御馬爾備奉理御服
波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氏四方國
能獻禮留御調能荷前取竝氏青海原乃物者波多能
廣物波多能狹物奧藻菜邊藻菜山野物者甘菜辛
菜爾至麻氏御酒者甕上高知甕腹滿竝氏雜物乎如
横山積置氏神主爾某官位姓名乎定氏獻流宇豆
乃大幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平久安久聞食者
登皇大御神等乎稱辭竟奉久登白如此仕奉爾依氏

今母去前母。天皇我朝廷乎平久安久。足御世乃茂
 御世爾齋奉利。常磐爾堅磐爾福開奉利。預而仕奉
 流。處處家王等卿等乎母平久。天皇我朝廷爾。伊賀
 志夜久波。叡能如久仕奉利。佐加叡志米賜登。稱辭
 竟奉良久登白。ナヘタマツラクトマナス
大原野枚岡
等祝詞准此

天皇我大命爾坐世。天皇が大命に在りといふ意世の字を考本によ
 るに衆の字に改められたりこのところは終止言の場所なれば衆の
 方に従ふべし世は已然言なればなりさて書き出しの天皇といふ所
 は古き祝詞には御孫命とすべて記されたりさるに天皇と記されら
 れつるは臣の神にのたまふによりてかくはなされしものかさゝあ
 れど常の詔の如く天皇と記されたるは古例に背きたるやうに見ゆ
 こゝぞ今の京となりて作爲したるもの、文体なりける講義に平野

詞久度古開祭詞にも見え續紀類聚國史文德實錄三代實錄に見えた
 るを遍く考ふるに他例天皇我詔旨止某神の廣前爾申賜倍止申久と
 云ふに異ならず然れば鈴屋翁説の如く天皇我大命爾令隨にて向を
 隔て、廣前爾白久へ係れるなりまた天皇が大命のまゝに某神の廣
 前に申し給へと其御使の人人に仰給へるがそを取傳へて其神に白
 す故に申賜倍止白久とはいへるなりされば此も天皇が大命に坐せ
 ば宣命にてその御使に仰せ給ふ事にて廣前爾申久は其社に至て演
 る詞なればなりさもあるべし○恐岐鹿島坐健御賀豆智命 恐しき
 鹿島にまします健御賀豆智命といふ意眞淵翁と恐岐の言は伊勢の
 神宮の御事にもかゝる所にはなし言體よく居侍らずといはれつる
 如くこゝも一種のかさかたと見るべしさて鹿島は常陸國鹿島郡を
 いふその鹿島にまします健御賀豆智命之皇祖の詔を受けて降臨ま
 しまし下つ國を平けく安けくなし給へる功ある神之○香取坐伊波

比主命 香取にまします伊波比主命といふ意香取は下總國香取郡
 なり伊波比主命は齋主命なり又齋之大人ともいふこれ經津主命の
 一名なり神代紀に天神遣經津主神武甕槌神使乎定葦原中國時二神
 曰天有惡神名曰天津彥星請先誅此神然後下撥葦原中國是時齊主神
此神今在乎東國既而二神降_二到出雲國云云とあるを證とすべしまたこ
 の神も平定に功ありし神なり○枚岡坐天之子八根命 枚岡にまし
 ます天之子八根命といふ意枚岡之河内國河内郡の平岡をいふ天之
 子八根命は天兒屋命にして藤原氏の遠祖なり○比賣神 此は萬幡
 姬命と云ひ傳へり○四柱能皇神等能廣前仁白久 四柱の皇神等の
 廣前に申すといふ意廣は太と同じく美稱なり○大神等能乞賜比能任
 爾 四柱の大神等の乞ひ賜ふに任せてといふ意○春日能三笠山能
 春日の三笠山のといふこれ下の語につづく語氣なり○下津岩根
 爾宮柱廣知立 底の磐石に宮殿の柱を廣く敷き立てといふ意下祭

と底と同じきこと既にいへり廣も太と同じされば此頃に至りては
 太といふべきところを廣といはれしものなるべし○高天原爾千木
 高知氏 虚空に千木(屋根の)を高く敷き立てといふ意共に家造り
 をいへるなり○天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏 天の蔭日の蔭を覆ふ
 麗はしき宮殿を造り定め奉りてといふ意之此日乃御蔭の下語足ら
 ずされど祝詞文にはありがちのことにて語を加へて見るべしさる
 をとやかくいふめるは文意をよく味はざるより起り來るなり前に
 も述へし如く語路をよくし誦讀に便にせんには語の簡なるを要す
 故に略語あるなりさて三笠山に宮造して遷し給ひしは神護景雲二
 年とかやいへり○貢流神寶者 其宮に貢する神寶はといふ意講義
 に神寶は調度をいふと見ゆさもあるべし○御鏡御横刀御弓御梓御
 馬爾備奉理 御鏡御横刀御弓御梓御馬にあり其貢物を備へ奉ると
 いふ意この爾の言は古くは乎に用ゐるべき格なるを然仕かはれし

は古今の差之故に乎の意に見るべしされば鏡刀弓梓馬等を備へ奉りといふ義に見て可なりかくの如く武器を神に奉る事は古語拾遺講義に述べるにて知るべし○御服波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氏 御衣服は色の明照の妙織の細き荒き妙に造り仕へ奉りてといふ意明照といふは五色の絹布を奉ればその色より云ひしなり細荒といふは織方の細鹿よりいひたるなり委しく上にいだせり○四方國能 獻禮留 四方國即ち諸國より獻れるといふ意○御調能荷前取並氏 御調物初のを取り並べてといふ意○青海原乃物者 大海の物とといふ意○波多能廣物波多能狹物與藻菜邊藻菜 魚の大なる物魚の小なる物與沖の藻邊の藻といふ意○山野物者甘菜辛菜爾至麻氏 山の物野の物に於ては菁菜薺野韭の類に至るまでといふ意○御酒者藝上高知腹滿並氏 御酒は藝の上高く敷き藝の腹に十分満ててを並らべてといふ意○雜物乎如横山積置氏 雜雜の品物を

横山の如く多く積み置きてといふ意○神主爾某官位姓名乎定氏 神主に某官某位某姓某名乎定めてといふ意即ち神主に某官某位某といふものを定めてといふが如し○獻流宇豆乃大幣帛乎 奉獻する嚴の大幣物をといふ意○安幣帛乃足幣帛登 安けき幣物の十分なる幣物といふ意安といふも足といふも共に美稱に用ゐたるなり○平久安久聞食者登 平けく安けく聞し給へといふ意○皇大御神等乎稱辭竟奉久登白 皇大御神等を贊辭し奉り竟へ奉ると白すといふ意即ち天皇の贊辭竟へ奉ると申すといふ義なり皇大御神とは皇祖神のやうに用ゐたる所ありまた天皇を申し奉るやうに用ゐたる所ありこゝは天皇を申し奉る語と見るべしこれ古今語の變遷なり○如此仕奉爾依氏今母去前母 かくの如く造り仕へ奉るによりて今も古へもといふ意○天皇我朝廷乎平久安久足御世乃茂御世爾齋奉利 天皇が朝廷を平けく安けく十分なる御世の威嚴ある御世に

齋ひ奉りてといふ意○常磐爾堅石爾福開奉利 常磐トコイハの如堅磐カキイハの如
 變りなく福サキハへ奉るといふ意○預而仕奉流處々家家王等卿等 其宮
 の事に預りて仕へ奉れる官省寮司衛府等の處々王卿等の家家諸王
 達諸卿等をも平けくといふ意○天皇我朝廷爾伊加志夜久波叙能如
 久仕奉利 天皇が朝廷に嚴しくいや木生の如く仕へ奉りといふ意
 即ち王卿等の天皇のしろしめす朝廷にいや榮にさかえしめ仕へ奉
 れりとの義なり伊加志は嚴なり夜久波叙の夜は彌なり久波叙は木
 生の義なり故にいやがうへにも木の生へ茂るをいふことにて榮と
 いはんがごとしざるを記傳には彌木には非で別に一の言なるも知
 り難しとあり又講義にて伊加志は五十櫃夜久波叙之八桑枝にて櫃
 と桑とを以て譬へたるなりとありこれらの説は如何あらん○佐加
 叙志米賜登稱辭竟奉其久登白 彌木イハコ生ニの如く榮えしめ賜へと贊辭を
 竟へ奉ると白すといふ意○大原野枚岡等祝詞准之 大原野及び枚

岡の祭も此春日の祭と同じく祝詞も春日祭を祝ふ詞に准ずること
 にて唯其所につけたる事をのみ加ふるなりといふ意さて大原野は
 山城國乙訓郡にありそこに春日の神を遷されしは仁明天皇の嘉祥
 三年なるべし文德實錄に仁壽元年二月別制大原野祭議一准梅宮祭
 とあれば其前年に遷宮ありて今年祭議を定められしならむ枚岡は
 河内國河内郡にあり平岡神社と申して天之見屋命を齋き所る所な
 り

廣瀬ヒロセ大忌祭オホイミノマツリ

廣瀬大忌祭 廣瀬は地名にて大和國廣瀬郡なり大忌は大に
 忌むにて祭事に穢れを忌むことの甚しき義か又祭事を猥に
 せずして大に慎む義かいづれにしても祭の行事より起りし
 語なるべしさてこの祭神は穀物を掌り給ふ神にて若宇賀賣
 命と申す神名式に廣瀬坐和加宇賀賣神社と見ゆその神に穀

物の洪水に損害を受けざらんやうに願ふ事にて四月と七月
とに使を立てらるゝなりされども古へは宮中にて祭らせら
れしが天武天皇四年よりぞ使を立てらるゝことゝとなりけ
る而して持統天皇の御宇毎年四月七月御使を遣はさるやう
になりしが日は定らざりき後令制の定まりたる頃にや日と
定りたりけむ

廣瀬能川合爾稱辭竟奉流。皇神能御名乎白久。御
膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氏。此皇神前
爾辭竟奉久。皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氏。
王臣等乎爲使氏。稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食
登宣。

廣瀬能川合爾稱辭竟奉流 廣瀬の川の合にまします神に稱へ辭竟

へ奉るといふ意廣瀬とは瀬の廣き所を呼びたるにて即ち大川
原をいふなりその大川あるよりして郡の名となりしものならむ川
合とは川と川と出合ひたる所をいふにて初瀬川の東より流れ来る
と佐保川の北より流れ来ると出で合ひて今の大和川に入る所をい
ふここをももて廣瀬たること著し○皇神能御名乎白久 皇神の
御名を申すといふ意○御膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氏 御
食の事を知り持ちます若宇加能賣能命と御名は白してといふ意若
宇加能賣能命若建豊と同じく美稱なり宇は海のうちと同じく大な
る義如は氣の轉音にて食なり故に食物を保持する功あるよりして
稱へたる御名なるべし古事記に和久産巢日神此神之子謂豊宇氣毗
賣神とあると同神なるべしされば特に功あり且つ伊勢大神の御賞
愛ある神にて今の外宮の神これなり後釋に留字いかが持を母多須
といふは古への延言の例にてもたさむもたしもたすもたせと活用

てもたずるとははたらかぬ言なり此格の言いづれも須留とえたら
くことなしとありされども佐行下二段に活用てもたずもたずるも
たすれもたせもたせよと之令持の義に用ゐられたるおれば後説の
説之如何ならん講義に二義あるべし一は御膳持は御食物有せ給ひ
て世に恩を蒙らせ給ふ由なり一は御膳神とまじまして天照大神に
奉らせ給ふその靈を世にあまねく幸ひ給ふ由なりと見えたり○此
皇神前爾辭竟奉久 此皇神の御前に贊辭を竟へ奉るといふ意考本
には此皇神御前爾辭稱竟奉久とあり前例により御稱の二字を補ふて
も可なり○皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氏 皇御孫命の殿の幣
物を捧げ持たしめてといふ意○王臣等乎爲使氏 諸王諸臣等を使
となしてといふ意さて使に遣されたる證は天武天皇紀四年に遣二小
錦中間人連大蓋大山中曾禰連韓大祭三太忌神於廣瀨河曲とありされ
ばこれより王臣の使者に立ちしものと見ゆ四時祭式に太忌祭風神

祭差三王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人充使とあれば延喜
以來は使者の格式の定まりしものならむ○稱辭竟奉久乎 贊辭を竟
へ奉る事をといふ意講義に奉爾とあるやまさるらむされば久は爾
の誤なるべしとあるはいかならむ乎にても意の通ずるものを○神
主祝部等諸聞食登宣 神主祝部等の諸人よ聞き給へと宣り聞すと
いふ意此宣終れば前の如く神主祝部たちの唯々と應ふるものなり
こは神前にて中臣氏の祝詞をのりたまふを聞かしめ一方にては神
に白されたるなり

奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色
物楯戈御馬御酒者馭能開高知馭能腹滿雙氏和
稻荒稻爾山爾住物者毛能和支物毛能荒支物大
野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者鱒能

廣支物。能狹支物。奧津藻菜邊津藻菜爾。至乃氏。置
 足氏。奉久登。皇神前爾。白賜部止宣。如此奉字豆乃幣帛
 乎。安幣帛能足幣帛止。皇神御心平久安久聞食氏。
 皇御孫命能長御膳能遠御膳止。赤丹能穗爾。聞食
 牟。皇神能御刀代乎始氏。親王等王臣等。天下公民
 能。取作奧都御歲者。手肱爾。水沫畫垂。向股爾。泥畫
 寄氏。取將作奧津御歲乎。八束穗爾。皇神能成幸賜
 者。初穗者。汁爾母。顯爾母。千稻八千稻爾。引居氏。如橫山
 打積置氏。秋祭爾。奉牟登。皇神前爾。白賜登宣。

奉流字豆乃幣帛者 王臣等を使となして捧げ持ち奉る嚴の幣物は
 といふ意○御服明妙照妙和妙荒妙五色物 御衣服には明照の妙和

荒の妙の五色のもの品物といふ意五色とは色の種類五つをいふを
 りさて四時祭式に五色薄縹各一丈五尺云云とあるを見ても知るべ
 し○楯戈御馬 神寶には楯戈御馬といふ意○御酒者既能高知既能
 腹滿雙氏 御酒は既の高く上に敷きて既の腹に十分滿て雙べてと
 いふ意○和稻荒稻爾 米類にといふ意和之細荒は麩なることこは
 勿論なれども細しき稻は粃を去りて黒米となりたるものなり麩な
 る稻は粃のままにて穂となり居るをいふ即ち穎ながら有るをいふ
 なりされば米にもなし穎にもなしして奉るといふ義なり(稻をしねと
 いふは天爾波のしにいねの約まりたる語か多く熟語にのみ用ゐる
 なり)○山爾住物者毛能和支物毛能荒支物 山に住む物之鳥及び
 獸といふ意ここの毛の和きものは鳥を指し毛の荒きものは獸を指
 すなり後釋に此四つの支の字之後人の加へたるかたとひ本より有
 ともひがごとなりこはかならずに支物あら物ひろものさものと

はんこそ雅言ときこえたれ支といふべき言のさまにあらずと見ゆ
 されば古例によりて和はにござよむべきか○大野能原爾 生物者甘
 菜辛菜 大野の原に生長するものは青菜齊野韭の類といふ意○青
 海原爾住物者鱒能廣支物鱒能狹支物 大海の原に住む者は魚の大
 なる物魚の小なる物といふ意○奥津藻菜邊津藻菜爾至万民 奥の藻
 邊の藻に至るまでといふ意○置足氏奉久登 種々の物を置き足はし
 て奉るといふ意○皇神前爾白賜部止宣 皇神の前に白し賜へと宣り
 聞すといふ意○如此奉宇豆乃幣帛乎 此の如く奉る嚴の幣物をと
 いふ意○安幣帛能足幣帛止 安かなる幣物の十分なる幣物といふ
 意○皇神御心平久安久聞食氏 皇神の御心に於ても平けく安けく
 聞し食し給ひてといふ意○皇御孫命能長御膳能遠御膳登 皇御孫
 命の長久の御食の永遠の御食といふ意講義に今本遠御膳乃とあれ
 ども祈年風神大嘗などに登止の辭を書けば乃は正しく止の草書よ

り誤れること著しければ考の本に改められたるによりつされと登
 字を書れたるは宣しからずと見ゆたり○赤丹能穗爾聞食幸 赤き
 龍顔をもて聞し食さむといふ意さて考本には五穀物の三字牟の下
 にあり而して眞淵翁のいはるゝにそこゝに五穀物といふ言落たる
 かそれのみならず又寄奉禮留といふ言もおちしかさなくばこの
 言をさまらず又思ふに右の五穀物ちふ三字は有て次の皇神能御刀
 代の六字之術字か下の龍田祭の言をむかへ見るべしとありその龍
 田祭に之聞食須五穀物乎始氏とあるをみれば皇神以下四字のなき
 方よろしかるべしいま暫く翁の説に従ふべし○皇神能御刀代乎始
 氏 皇神の御稻を作る料の田を始めてといふ意さて御刀代の御之
 尊稱なり刀は年の約稻をいふ代は田なりと或之民戸即ち神戸の義
 なりとまた刀は戸にて神戸なり代は田なり仍て崇神天皇に紀神戸
 田地と見えたり戸とはその田地につきたる百姓の戸をいふとあり

されども稻を作る料の田をいひたるが本にてその田につきたる家
をいふは未ありよりて言の本末をよく辨ふべし○親王等王臣等天
下公民能 親王等王臣等及び天下の公民のといふ意親王は天皇の
皇子にましまして一世の王を云ふなり王之天皇の皇孫にましまし
て二世の王をいふなり臣は公卿百官の人をいふ公民は大御寶の義
にして國民を天皇の撫活し給ふにつきていふ稱なりまた御民ども
書すなり漢字にあつれば百姓黎庶兆民とか書すべし講義に王字下
に等字を加へてありこれ本朝月令に従ひて補ひつと此の方然るべ
し○取作奥都御歳者 上は神を始て下は國民に至るまで取り作る
奥の稻はといふ意後釋に此七字は除き去りて宜しとありたり○手
肱爾水沫畫垂 手の肱もて水の沫を畫き垂らすといふ意○向股爾
泥畫寄氏 股もて泥土を畫き寄せてといふ意○取將作奥都御歳乎
とり作らんとする奥の稻をといふ意○八束穗爾皇神能成幸賜者

彌握穗に皇神の成し幸へ賜ふならばといふ意○初穗者汁爾母顯
爾母 初めて結びたる稻穗は酒にもなし穗にもなしといふ意○千
稻八千稻爾引居氏 千稻八千稻にもなしして引き据ゑてといふ意○
如横山打積置氏 横山の如く打ち積み置きてといふ意これ數の多
きを形容せるなり○秋祭爾奉奉登 秋の祭即ち七月の祭に奉むとい
ふ意○皇神前爾白賜登宣 皇神の前に白し賜へと宣り聞すといふ
意この語をはりたるときは前例の如く神主祝部等唯々と應ふるな
り龍田祭の祝詞にはこの處に神主祝部等諸聞食登宣とあるをみ
ればこの祝詞のここに此文句あるべきを省きたるにやこれぞ古今
の文の異なりける

倭國能 六御縣乃。山口爾 坐皇神等前爾母。皇御孫命
能 宇豆乃 幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈
至万氏 奉如此奉者。皇神等乃敷坐須山山乃自口。狹

久那多利爾下賜水乎。甘水登受而天下乃公民乃
 取作禮留與都御歲乎。惡風荒水爾不相賜汝命乃成
 幸波開賜者。初穗者汁爾母。顯爾母。既乃閉高知。既腹滿雙
 氏。如橫山打積置氏奉牟登。王等臣等百官人等。倭國
 乃六御縣能刀爾。男女爾至万氏。今年某月某日。諸參
 出來氏。皇神前爾。宇事物頸根築拔氏。朝日乃豐逆
 登爾稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食止宣。

倭國能六御縣乃 倭國の六御縣のといふ意倭は古事記にかくみゆ
 舊事記には大倭に依る後漢書に耶麻堆に作る拾芥抄に天平勝寶に
 大倭を改めて大和となすとありまた續日本紀に天平九年大倭國を
 改めて大養徳國となす同じき十八年に復改めて大和となすとあれ
 ば古くは倭とも大倭とも書したるなる六御縣は高市郡葛木郡十市

郡志貴郡山邊郡曾布郡の六ヶ所をいふ○山口爾坐皇神等前爾母
 山口にまします皇神たちの前にもといふ意○皇御孫命能宇豆乃幣
 帛乎 皇御孫命の殿の幣物をといふ意○明妙照妙和妙荒妙五色物
 幣物をといは、御服は色の明照の妙織の和荒の妙の五色の薄縋
 といふ意○楯戈至万民奉 神寶は楯戈に至るまでのくさぐさを奉る
 といふ意○如此奉者皇神等乃敷坐須山山乃自口 かくの如く奉つ
 たならば皇神等の敷きまします山山の口よりといふ意○狭久那多
 利爾下賜水乎 狭く長く垂しに下し賜ふ水をといふ意狭久那多利
 は狹類の義か類は長垂の意かこれ谷川の水の落來る狀にいふ語な
 り○甘水登受而 甘き水として田の受けてといふ意令に欲令山谷
 水變成甘水浸潤苗稼得其全稔上といふこと大忌祭の所に見ゆれば
 その意と此處の意と同なるべし講義に甘水は下なる荒水の對な
 り甘美の謂に非ず和熟する由なりとあるが如し○天下乃公民乃取

作遺留與都御歳乎 天下の百姓のとり作れる稻をといふ意○悪風荒
 水雨不相賜汝命乃成幸波謝賜者 暴風雨洪水等に逢せ給ずして汝命
 の稻を全穂に成し幸福を與へ賜はばといふ意講義に記傳に續紀宣
 命に奈賀聞食書紀に武内宿禰の哥に大雀命を指て汝命とも詠り後
 世には汝は卑しめたる稱なれども上代には尊む人をも云り故命と
 もいへるなりとありて對稱の代名詞に用ゐられしなり○初穂者汁
 爾母額爾母既乃閉高知既乃腹滿雙氏如橫山打積置氏奉奉登 初穂は酒に
 もなし穂にもなし既の上高く敷き既の腹に十分滿て雙べで山の如
 く澤山打ち積置きて奉むといふ意○王等臣等百官人等倭國乃六御
 縣能刀爾男女爾至万民 諸王たち諸臣たち凡百の官吏等倭國の高市
 葛木十市志賀山邊曾布の六縣の村長里長及び百姓の男女に至るま
 でといふ意刀爾之或云伴之部の約或云殿寐の略と或云處主と或云
 王殿色根の約といへり就中殿色根をとるべしさるは殿を親しく守り奉る

人といふなればかり仍て舍人とかけり故に殿を守りする人をすべ
 て舍人といひしを後には高き卑き凡そ朝廷に仕ふる官人の總稱と
 なれり又轉じては卑下の吏より村長里長等凡そ公事に預る程の者
 の稱となりたり○今年某月某日諸參出來氏 今年の某の月某の日
 に諸の人の參り出で來りてといふ意○皇神前爾宇事物額根築拔氏
 皇神の前に鵜の如く額を衝きてといふ意○朝日乃豐榮登爾辭稱
 竟奉々乎 朝日の十分榮登る如く明かに贊辭を竟へ奉るをといふ
 意○神主祝部等諸聞食止宣 神主祝部等の諸人よ聞き給へと宣り
 聞すといふ意此言終れば例の如く唯々と應ふるなり○さて此條に
 は六縣と山口との社を合一せられて倭國の六御縣乃山口爾坐とか
 かれつれどもこは自ら異なることは祈年祭の祝詞をみても知るべ
 しされば眞淵翁はかくいはれき此六御縣は祈年祭に出したる高市
 葛木十市志賀山邊曾布の六郡なりかくてここに山口坐神と申すは

高市飛鳥十市石城上坂同谷又高市火畝又十市梨耳なること同式にありさ
 て郡郷は同じきも御縣の社と山口の社は各ことなり又四時祭式の
 此大忌祭の條に是日以御縣六坐山口十四坐合祭此御縣六坐は右の
 高市より曾布までの六なり山口は四時祭式には飛鳥石木忍坂長谷
 畝火耳梨夜支布郡添上伊古麻郡平群巨勢郡葛上鴨郡葛上當麻郡葛下大坂郡同吉
 野郡吉野都郡山邊十四座也此中祈年祭の祝詞に出たる外は後に加へ
 られしなるべしといはれき翁の説を見て區別あるを辨ふべし講義
 に此は廣瀬大忌祭に属て御縣六座山口十四座の神等を祭添らるゝに
 依て山口神に言別て申し給ふ詞なるが其御縣神に申す詞なくして
 山口神の詞のみあるをもて脱たるかと思ふに然らず御縣神は祈年
 詞に注せる如く御食津神にまして此廣瀬大忌神と同神におはせる
 が彼は蔬菜の事を主として祭らるゝに依て其詞も殊にあるを此く
 稻穀の事を主として祈らるゝことゆゑに其趣意に於ては大忌神に

申させ給ふに異なること無きを以て其詞は此大忌祭詞を相通して用
 る給ふにてあるべきかと思ふに然らずこは御縣山口神と一つに連
 ねたる辭分なり四時祭式に是日以御縣六坐山口十四坐合祭其幣物
 云云とあるをもて見れば其御縣山口神ともに廣瀬社にて饗し祭ら
 るゝなり共用社料とあれば當日廣瀬にて祭られ其幣帛は六の御縣
 の刀禰に属て其本社に奉らるゝ事と聞えたりまた六御縣乃の乃字
 と及字にて山口の上に在つる字なりけんを誤て乃假字として小書
 にせるなり六御縣は御縣六坐にて高市葛木十市志貴山邊曾布以上
 六坐也御縣は御園といふに同きを以て今京以來と園神と申て祝ふ
 こと内膳式に見えたるが如し園韓神とは異なり思ひ混ふべからず
 扱此詞に皇神等のしきます山山乃自口云云賜水乎までは山口神の
 御功德に拘り次に甘水止受氏天下公民乃取作云云は御縣神の御所
 業なるを錯綜する古文の妙なる所なりと雖六御縣のとある乃字を

及字とせざれば此にも彼れにも滯る所出来て事實に叶はず式文に合はずまた山口に坐は四時祭式に山口十四坐とあるこれなり祈年に見ゆる六坐の外は吉野巨勢加茂當麻大坂膽駒都祁養布の八坐にて右の神々は大意祭につきて廣瀬の社にて祀らるゝこと爾母の詞にてきこえたりさて其幣物は各社に別ち納めらるゝこと祈年祭を神祇官にてもものし其幣物を頒ち行はれたる各諸社の禰宜神主祝部等の受賜はりて持下りて其社に納めて祭を行ふに異ならずとあれば此條の文意きこえざることなしざるを後釋つけそへふみに此段殊につたなくいみじきひがことのみなりまづ六御縣神社と處々の山口神社とは皆別所にして祈年祭詞にも出たるが如し然るに御縣乃山口とは何事ぞやその上所々の山口神は官料の事につきてこそ祭り給へ水の爲に祭り給ふことなし水の御祈には水分神をこそ祭り給ふ事なれ又惡風荒水爾不相賜といふこゝも御縣神山口神に

似つかぬことなりなどいいたくあげつらはれたれど一わたり文意のきこゆるものをいかでかひがごとくすべきや後釋の説を信じ難し

龍田風神祭

龍田風神祭 龍田は地名にて大和國平群郡にあり風神とは風を掌る神なり祭神は龍田比古龍田比賣なるべし神名式に大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二坐並名神大目次新尊龍田比古龍田比賣神社二坐と見ゆその祭の初めは崇神天皇の九年四月なりとぞさてその在所につきては眞淵翁は龍田山の東西の麓立野といふ所に坐ぬ今もここを立野村といへり其立野のもりのみづかきか内に東に向てある社二つ有り是比古神比賣神なりその大社の東に小社ありこは後に齋るにて知れがたしといはれき或説に今法隆寺の所によるしき社二有

り是を龍田の本宮ぞといひなすは偽なりここを立野の御旅
所なること今もしかり又この社の裏に古き崖のあるは古へ
陵墓の地なる事しるししかるをここをのみ拜して立野のも
とを知らで過る人有り立野はその法隆寺より南の方へ今
道二十町ばかり有る木深くて物ふりたる社なり必ず行きて
拜むべしとありこの二説によりて社の在所は立野なること
明かなり

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久志貴島爾大八
島國知志皇御孫命乃遠御膳乃長民膳止赤丹乃
穗爾聞食須五穀物乎始氏天下乃公民乃作物乎
草乃片葉爾至万氏不成一年二國爾不在歲眞尼久
傷故爾百能物知人等乃卜事爾出牟神能御心者

此神止白止負賜支此乎物知人等乃卜事乎以氏
卜止母出留神乃御心母無止白止聞看氏皇御孫命
詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭
竟奉止思志行波須乎誰神會天下乃公民乃作物
乎不成傷神等波我御心曾止悟奉禮止宇氣比賜支是
以皇御孫命大御夢爾悟奉久天下乃公民乃作物
物乎惡風荒水爾相都都不成傷波我御名者天乃御
柱乃命國乃御柱乃命止御名物悟奉氏吾前爾奉
牟幣帛者御服者明妙照妙和妙荒妙五色乃物楯
戈御馬爾御鞍具氏品品乃幣帛備氏吾宮者朝日
乃日向處夕日乃日隱處乃龍田能立野及小野爾

吾宮波定奉氏。吾前乎稱辭竟奉者。天下乃公民乃
 作作物者。五穀乎始氏。草乃片葉爾至万氏。成幸閉奉
 牟止悟奉。是以皇神乃辭教悟奉處爾。宮柱定奉氏。
 此乃皇神能前爾稱辭竟奉。皇御孫命乃宇豆乃
 幣帛乎令捧持氏。王臣等乎為使氏。稱辭竟奉久止。皇
 神乃前爾白賜事乎。神主祝部等諸聞食止宣。

龍田爾稱辭竟奉 龍田にまします神に贊辭を竟へ奉るといふ意○
 皇神乃前爾白久 皇神の御前に告ぐといふ意○志貴島爾大八島國
 知志皇御孫命乃 敷島なる日本國を統べ知しめす皇御孫命といふ
 意敷島は枕詞にして崇神欽明二帝の都せられし大和の國の磯城島
 の地名に起るとぞさて此語は大和の國の枕詞に用ゐるなり轉じて
 日本の枕詞に用ゐる又轉じて志貴島の道とつづけて和歌の道の事と

すよりて大八島は日本といふと同じければ志貴島と枕に置きしな
 るべし故に敷島の日本といはんがごとし○遠御膳乃長御膳止赤丹
 乃穗爾聞食須五穀物乎始氏 永遠の御食の長久の御食の赤き麗る
 はしき顔にて聞し食す稻粟小豆大豆麥の五の穀類を始めてといふ
 意五穀とは稻粟小豆大豆麥の五つをいひしならむ古事記に大宣津
 比賣神死まして於二目生稻種於二耳生粟於鼻生小豆於陰生麥於尻
 生大豆とあれば古くは此の五つをいひしなるべし今五穀とは米麥
 粟黍豆の五つをいふなりまた穀類を総稱して五穀ともいふこれ古
 今の別なり○天下乃公民乃作物乎 天下の百姓の作る物をといふ
 意○草乃片葉爾至万氏不成 草の片葉に至るまで繁茂せぬこととい
 ふ意即ち枯れ朽ちたることを示せるなり講義に五穀より始めて菓
 樹菜蔬をものこさず總たるより大祓詞などに云る草の垣葉と此と
 同物ながら此なるは人の陸田に作れる菜蔬等を云るにて彼は自然

生の野草の類にて別の事なりと見ゆ○一年二年爾不在 一年二年に在らぬといふ意ひととせとはひととしへの約言にて一度稻を穫り経たといふにて年の一を経るといふなりそれより二年三年とやうに數ふるなり○歳眞厄久傷故爾 歳に間無く害を受くる故にといふ意まねくはまなくの轉音なり後釋に幾年も重なることなり万葉に多き言にてみな度しげく重なるをいへりに見ゆかくみてもよし○百能物知人等乃卜事爾出平 多くの博く物事の旨を知り得てある人等の卜にいでむといふ意百能物知人とは多くの物を知り得てある人にて即ち博識の人澤山といふて可なり卜之事の裏を察する意なりこれ物の象に由りて事の未來の吉凶を考ふる法なり古人は太占フゴとて鹿骨を焼きて考へしなり奈良朝の頃は龜の甲を灼きて其縦横に裂くるを見て考ふるものなりこれを卜といふ後めどきをを用る易の法にて考ふるものありこれを筮といふなりよりてうらの

沿革を知るべし○神乃御心者此神止白止負賜支 卜の表に出でむ神の御心之五穀を始め草葉に至るまで害を興へたるは此風神と白せと仰せ賜ふたといふ意講義に卜事に出でむと上より續けて見るは悪かり此は見たる、神の御心と云意おれば神の上に冠らせて心得べきなり神の御心とは卜事に依て發覺る其即神の思はず所なるが故に云り御心之御所爲と云に異ならずまた百知物人等の思慮定るに卜事を以て其應へりや應はずや命ノ合むるに太兆の占影に出る所を明し白せとなり負給支は天皇の詔勅以仰給へるなりと見ゆ○此乎物知人等乃卜事乎以氏卜止母 これを博識の人等(重に卜事に明るき人をいふ)の卜事を以てうらなへどもといふ意○出留神乃御心母無止白止聞看氏 卜に出づる神の御心も無しと白すと聞き給ふといふ意○皇御孫命詔久神等乎波 皇孫命の宣り給ふには神等をばといふ意○天社國社止忘事無久遺事無久 天つ社國つ社と忘る

いこと無く遣ること無くといふ意天社國社の事之既にいへり○稱
 辭竟奉止思志行波須乎 此文宇の如く訓むときはおもほしおこな
 すをといふなりかかること例なきをもておもほしめすをよみて
 波の字を脱して見るべし後釋には字のままによめりさて賛辭を竟
 へ奉ると思し召すをといふ意○誰神會天下乃公民乃作作物乎不成
 誰即ちいづれの神ぞ天下の百姓の作に作る物を豊稔に成し給は
 ずといふ意つくりとつくるといふ語句之古文に用ゐることにてあ
 りとあるとびとどふと仕ひたると同じきなり○傷神等波我御心會
 止 害を與へた神等は我心ぞといふ意○悟奉禮止宇氣比賜支 悟
 し奉れと祈り賜ふたといふ意宇氣比は盟ふことなりまた神に誓ひ
 て祈る事を驗すことなり文字に祈誓をあつるなり元は請言ふの約
 かと云へり○是以皇御孫命大御夢爾悟奉久 ここを以て皇孫命の
 御夢に悟し奉るといふ意大御夢の大御は美稱なり夢は寢見の轉音

なりゆめに同じさるを寐目といふ説あれといかがこれ寢て物を見
 る故に寢見なりさるを目を古へて見る事にいひたれば寐目といは
 れしが受けとられす○天下乃公民乃作作物乎惡風荒水爾相都々不成
 傷波 天下の百姓の作に作る物を暴風雨洪水に逢はせつつ豊稔に
 成し給はず害を與へたるはといふ意○我御名者天乃御柱乃命國乃
 御柱乃命止御名者悟奉氏 我御名之天の御柱の命國の御柱の命と
 御名は悟し奉りてといふ意この神の御名につきては眞淵翁は神代
 紀に生日神云云授以天上之專故以天柱學於天上也この天柱即て伊
 邪那伎命の御息にて風神なりとするよしは此風神を天御柱國御柱
 神と申又同一書に伊邪諾尊曰我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉乃吹
 發之氣爲神号曰級長戸邊命亦曰級長津彦命是風神也といひ万葉集
 に龍田彦勤此花乎風爾莫落とて次の歌に風莫吹登打越而名負有社
 爾風祭爲奈と有などを合せて知るべきなりとさもありなむ○吾前

爾奉平幣帛者 吾御前に奉らむ幣物はといふ意吾御前とは神自身をいひたるなり○御服者明妙照妙和妙荒妙五色乃物楯戈御馬爾御鞍具氏品々乃幣帛備氏 御服は明照の妙細龜の妙の五色の絹に神寶楯戈御馬に御鞍を具して品々の幣物を整ひ備へてといふ意○吾宮者朝日乃日向處 吾宮と朝日の日に向ふ處といふ意日向ふ處といひしは立野は龍田山の東の麓なれば日に向ふ所なればなり○夕日乃隱處乃龍田乃立野乃小野爾 夕の日の隠くる所の龍田の立野の野にといふ意この朝日といひ夕日といふも文をわやなしていふにて對句となしたるなり○吾宮波定奉氏吾前乎稱辭竟奉者 立野の野に吾宮は定め奉りて吾御前を贊辭竟へ奉らといふ意○天下乃公民乃作物者五穀乎始氏草乃片葉爾至万民成幸 閉奉平止悟奉支天下の百姓の作に作るものは五穀を始めて草の片葉に至るまで豊稔に成し幸ひ與へ奉らむと悟し奉りさといふ意○是以皇神乃辭教

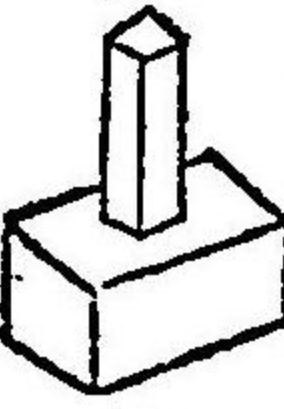
悟奉處仁宮柱定奉氏 これを以て皇神の辭の教へ悟しまつる所に宮殿の柱を定めまつりてといふ意○此乃皇神能前爾稱辭竟奉氏 此の天の御柱國の御柱命の御前に贊辭を竟へ奉るといふ意者本奉止とありこれにても聞ゆかし後釋にたたへことを奉りに王臣等を遣すといふ語なり爾を止に改めたるはひがことなりとあり○皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎令捧持氏 皇孫命の宇豆(殿)の幣物を捧げ持しめてといふ意○王臣等乎爲使氏稱辭竟奉久止 王たち臣たちを使となして贊辭を竟へ奉るといふ意○皇神乃前爾白賜事乎 天御柱國御柱の命の御前に白し賜ふ事とといふ意○神主祝部等諸聞食止宜神主祝部たちの諸々聞き給へと宣り聞すといふ意この語をはりて例の如く唯々と應ふるなり

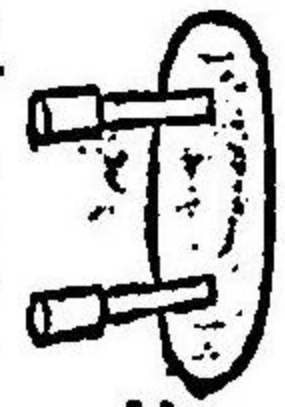

奉^{ホテマレ}宇^ウ豆^{マシ}乃^ノ幣^ヒ物^{モノ}者^ハ比^ヒ古^コ神^{カミ}爾^ニ御^ミ服^{ソノ}明^{アカ}妙^マ照^テ妙^マ和^ニ妙^マ荒^ハ妙^マ五^イ色^{シロ}物^{モノ}楯^{タテ}戈^カ御^ミ馬^{ウマ}爾^ニ御^ミ鞍^{イサナ}具^{ツク}氏^ノ品^シ品^シ能^ク幣^ヒ物^{モノ}獻^{マツル}比^ヒ

賣神爾御服備金能麻笥金能櫛金能持明妙照妙
 和妙荒妙五色能物御馬爾御鞍具氏雜幣帛奉氏
 御酒者能開高知腹滿雙氏和稻荒稻爾山雨
 住物者毛乃和物毛乃荒物大野原生物者甘菜辛
 菜青海原爾住物者能廣物能狹物與都藻菜
 邊都藻菜爾至万氏爾如横山打積置氏奉此宇豆乃
 幣帛乎安幣帛能足幣帛止皇神能御心爾平久聞
 食氏天下能公民能作物乎惡風荒水爾不相賜
 皇神乃成幸閉賜者初穗者既能閉高知頃腹滿雙
 氏汁爾母顯爾母八百稻千稻爾引居置氏秋祭爾奉率止
 王卿等百官能人等倭國六縣能刀禰男女爾至万氏

爾今年四月今年七月者云諸參集氏皇神能前爾宇事物
 頤根築拔氏今日能朝日能豐逆登爾稱辭竟奉流
 皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎神主祝部等被賜氏墮
 事無奉禮登宣命乎諸聞食止宣

奉宇豆乃幣帛者奉る宇豆即ち嚴の幣物といふ意○比古神爾御
 服明妙照妙和妙荒妙五色物 龍田比古神に御服は色の明照の妙織
 の和荒の妙の五色の絹布はといふ意さて風神の御名につきて古
 事記に志那都彦神とあり日本紀神代の卷には級長戸邊命亦曰級長
 津彦命とありこの二書によるときは比古神の一神にましませりさ
 るに此祝詞には比賣神とあるをみれば二書にて脱したるものなる
 べしまた能く哥にも龍田姫のことをよみつれば比古神比賣神の二
 神ありしなるべしそは神名式と此祝詞にあるを證とすべしまたい
 ゝ神名式に天御柱國柱の二神と比古比賣神二神と別に擧げられつ

れども此祝詞の文を熟視するとき一神にて別名をもちたるを
 んと思はるゝなりこれその神の功によりて稱へたるなり故に一神
 異名と辨ふべし○楯戈御馬爾御鞍御具氏品々能幣帛獻 御神寶に
 は楯戈御馬に御鞍を具へて品々幣物を獻るといふ意○比賣神爾御
 服備金能麻笥金能櫛金能持 比賣神に御服は色の明照の妙織の織
 の細龜の妙の五色のものへを備へ金の麻笥金の櫛金の持といふ意
 御服備の間に明照云云とあるべきを比古神の所に擧げしものゆゑ
 ここは略したる文なりそを持の下に明妙云云と加へたるはよしな
 きことにて例に背きたる語句なればこのかたは除き見るべしその
 代りに御服の下に義をとるときに補ひて見よかし金の麻笥の金は
 美稱なり下の二つも同じ笥は物を入るゝ器の稱なり故に麻をうみ
 て入るゝ器を麻笥といふ  櫛は絳染にて方なる臺に柱を立て
 絲を絡ひ引きかくるものなり關西にては今もたたりといひ關東に

ては線臺といふ令の義解にて線柱と見えたりさて大神宮式に金銅
 多々利二基高各一尺一寸六分土居經三寸六分とあるをみれば經三寸六分の土居を
 居ゑてそれに一尺一寸六分の柱を立てたるなるべしこの所のた
 りもこの位のものならんか  持はかせともいふ紡錘にて取る
 絲を繫け絡ふ具なり万葉集にをどめらが績麻ウミマ繫とあるをもて知
 るべし大神宮式に金銅加世比二枚長各九寸六分と見ゆされば古今
 加世比の器の遷れるなるべし古くと縦木に上下横に丸き樹をうち
 たるあり  今のと縦木の兩端に横に方形の樹をうちたるにて
 撞木の形したり○明妙照妙和妙荒妙五色能物 此十二字除き見る
 べしそのよしは上にのべたり○御馬爾御鞍具氏雜幣帛奉氏 御馬
 に御鞍を具へて種々の幣物を奉りてといふ意此處に楯戈のなきは
 比賣神にませばなりその代に麻笥櫛持のあるなり○御酒者既能閉
 高知既腹滿雙氏和稻荒稻爾 御酒は既の上高く知り既の腹に十分

満て雙べて米穂になすといふ意○山爾住物者毛乃和物毛乃荒物
 山に住むものは鳥及び獸といふ意○大野原生物者甘菜辛菜 大野
 原に生長する者は青菜蘿蔔といふ意○青海原爾住物者鱒能廣物鱒
 能狹物與都藻菜邊都藻菜爾至万氏爾 大海原に住むものは魚の大な
 る物魚の小なる物與の藻邊の藻に至るまでといふ意○如横山打積
 置氏 横山の如く澤山を打ち積み置きてといふ意○奉此宇豆乃幣
 帛乎安幣帛能足幣帛止皇神能御心爾平久聞食氏 奉る此嚴の幣物
 を安けき幣物の十分なる幣物と皇神の御心に平けく聞し食してと
 いふ意○天下能公民能作作物乎惡風荒水爾不相賜 天下の百姓の
 作に作る物を暴風雨洪水に逢はせ給えずといふ意○皇神乃成幸爾
 賜者 皇神の豊稔に成し幸を與へ賜ふならばといふ意○初穂者既
 能閉高知既腹滿雙氏汁爾母額爾母八百稻千稻爾引居置氏秋祭爾奉平止
 初穂之既の上高く敷き既の腹に十分満て雙べて酒にも額(穂)にもな

し八百稻にも千稻にもなし引き居る置きて秋の祭に奉らむといふ
 意○王卿等百官能人等倭國六縣能刀禰男女爾至万氏爾 王たち卿た
 ち百官の人たち倭國の六縣の村長里長百姓の男女に至るまでとい
 ふ意この卿の字は臣の字の誤りならんかそは前文には臣とあり且
 つ四位五位の使に出づるなればなり卿といへば三位以上なり三位
 以上の使に出づる例なければ全く臣の誤りなるべし或は臣の意に
 用ゐたるなるべし百官の人といふて百官すべてをいふにあらす百
 官の内にて或人といふ意なりさて使のことにつきては考に廣瀬龍
 田の御使之別に至て祭らるゝなれば六縣の人人も分れて二所へ參
 集ふなるべしとあり講義に事の次を以て思ふに御使の人等及國司
 以下の人人先に廣瀬神を祭りて後に龍田に參向せらるゝにてある
 べきなりされども六縣の刀禰男女はかねて二社に分れ居て其事に
 預り仕奉るなるべしとあれと余は考に従ふべく覺ゆ○今年四月諸

參集氏 今年の四月にもろもろの人参り集ふてといふ意これ七月
 ならば今年の七月にもろもろの人参り集ふてといふなるべしうづ
 きは陰曆四月の稱にて卯の花月の略といふついでにふみづきをい
 はん陰曆七月の稱にて穗含月ホフミツキの約と云或云穗見月の轉とぞ○皇神
 能前爾宇事物頸根築拔氏今日能朝日能豊榮登爾稱辞竟奉流 比古
 神比賣神の御前に鵜の如く頷を地に衝きて今日の祭りを朝日の十
 分榮え登る如くに賛辭を竟へ奉るといふ意○皇御孫命能宇豆乃幣
 帛乎神主祝等被賜_ヒ墮事無奉禮登宣命乎諸聞食止宣 皇御孫命の嚴
 の幣物を奉りたるを神主祝部等の其旨を受け給はりて脱漏するこ
 となく奉れと宣り給ふ大御命をもろもろ聞き給へと宣り聞すと
 といふ意講義に祝詞は奉れまでなり以下は宣命の結句なりとさるある
 べし此語をはれば例の如く唯々と應ふるなり考本には墮の字を情
 になしおこたると右に書しおつると左に書してありたり今は平田

本に従へり

平野祭

平野祭 平野は地名にて山城國葛野郡の平野なりその平野
 にまします神は四柱にて今木、久度、古開、比賣の神の四神なり
 これを祭神なりける神名式に山城國葛野郡平野坐神社四座
並名神大
月次新嘗とありたりさて此の祭の始め延暦年中といひ弘
 仁年中といひ仁壽九年といひ貞觀元年といひ或は其前年天安
 二年といひて明かに定めがたしされども彼此を考ふれば天
 安二年六月の貞觀元年と改元ありつれば改元の前々月即ち
 四月に始められしもやあらむまたいふ此祭神を桓武天皇の
 後裔諸王諸臣に至るまで氏の神となして齋き給ふよしは今
 木の神は日本武尊(一説宇治稚郎子にますと)にましまして源
 氏の氏神之久度の神は仲哀天皇にましまして平氏の氏神之古

開は仁徳天皇にましまして高階氏の氏神なり相殿比賣神と
 天照大神にましまして大江氏の氏神なりかかれれば氏神とな
 して在京の王臣の祭るは勿論天皇に至りても祭らせ給ふな
 り故に太政官式に平野祭四月十一月上申參議以上赴集或皇
 太子親進奉幣とその儀式は貞觀儀式に詳かなりつきてみる
 べし尙今木神の奈良の田村におとしましを、平野に移し奉
 り次ぎの久度古開比賣神をもうつし奉り神位のありしこと
 氏神の氏のことにつき説あるなどは祝詞考をみてささるべ
 しまた祝詞講義を見合すべし

天皇我御命爾坐世。今本與利仕奉來流。皇大御神能
 廣前爾白給久。皇大御神乃乞志給乃任爾。此所能
 底津石根爾宮柱廣敷立。高天乃原爾千木高知氏。

天能御蔭日能御蔭登定奉氏。神主爾神祇某官位
 姓名定氏。進流神財波御弓。御太刀。御鏡。鈴。衣笠。御
 馬手引竝氏。御衣波。明多閉照多閉和多閉荒多閉
 爾備奉利氏。四方國能進禮流。御調能荷前手取竝氏。御
 酒波。虱戸高知。虱腹滿竝氏。山野能物波。甘菜。辛菜。
 青海原乃物波。多能廣物波。多能狹物。與都毛波。
 邊津毛波。爾至麻氏。雜物乎。如橫山置高成氏。獻流宇
 豆乃大幣帛乎。平久所聞氏。天皇我御世乎。堅磐爾
 常磐齋奉利。伊賀志御世爾幸閉奉氏。万世爾御座
 令在米給登。稱辭竟奉久登申。

天皇我御命爾坐世 坐世の世の字は衆須の字に改むべしこれ春日

祭の祝詞文と同じ書出しなればなりさて天皇が大命にましますといふ意○今木與利仕奉來流 奈良の今木より仕へ奉り來れるといふ意この今木之奈良の田村にねはします今木の神にて桓武天皇の尊み崇め給ふ神故に今木よりといはれしなるべし○皇大御神能廣前爾白給久 日本武尊(今木)仲哀天皇(久度)仁德天皇(古開)天照大神(相殿比賣)の皇神の御前に白し給ふといふ意○皇大御神乃乞志給乃任爾四柱の皇神の乞ひ給ふに任せてといふ意乞志とはこふの延音なり任にたままにともいふその事に従ふことをいふなり講義にこは打任せては天照大御神に限りて申せる事なりしを文法の類れたるものなりとありたり○此所能底津石根爾宮柱廣敷立 平野の土地の底の磐石に宮殿の柱を太く敷き立てといふ意廣の太と同じきこと既に上にのべたり○高天乃原爾千木高知氏 虚空に屋根の搏風を高く敷きてといふ意高天乃の乃の文字前に見ゆる例と異あり無

くてもよかるべし考本に之見えす千木のことには既に上にのべたり○天能御蔭日能御蔭登定奉氏 天を覆ひ日を覆ふ宮殿と定め奉りてといふ意○神主爾神祇某官位姓名定氏 神主に神祇某官某位某を定めてといふ意例へば神祇大史正八位下中臣連麻呂といはんがでとし令によれば主典兼公文を読み申す例なれば此神主には主典を用ゐらるゝなるべし格に卜部平麻呂之神社の預と見ゆれども此詔詞之其預の宣り給ふべきにあらず又江家次第の此祭に宮主奉祓詞と見ゆる宮主は神祇官の卜部の中より出づるなりされば卜部は祓詞を申すとも祝詞は主典の中より出づるなるべしもし主典中に中臣氏なくば祐の中の中臣氏をなすべしまた神事に限り事によりては他司の中臣氏をも用ゐらるゝことあるべしさはあれども神部を用ゐらるゝことなかりきこれ官位なければなり○進流神財波御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏 進奉する神寶之弓太刀鏡鈴蓋

馬を引き並べてといふ意衣笠は天蓋のことなり高き柄の先きに大に曲りて其端に蓋の如き物を釣り下げて飾りを垂らしあるものなりこれ上に覆ふものとぞ講義に衣笠までに係れり此所にて暫く句を切りて心得べし鈴屋大人は衣笠の下に爾字落たるべしと云出たれと然に非すと見ゆこれなくとも文意の通するなれば加へずともよかるべし○御衣波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾備奉利氏 御衣は明照の妙細籠の妙の五色の物を備へ奉りてといふ意○四方國能進禮能御調能荷前乎取並氏 四方の國より進る御調の初穂を取りならべていとふ意○御酒波既戸高知既腹滿並氏 御酒は既の上高く敷き既の腹滿て並べてといふ意○山野能物波甘菜辛菜 山野に生ふるものは菁菜蘿荀の類といふ意なり○青海原乃波多能廣物波多能狹物與都毛波邊津毛波爾至麻氏 大海の物は魚の大小與邊の藻に至るまでといふ意○雜乎物如横山置高成氏 くさぐさの物を

横山の如く置き足らはしてといふ意高成を足としてとよむ之例なしされど先哲もいはるゝ如く足成をたらはしてとよむことありければこの文字の轉寫の誤謬にやどさもありなむ○獻流宇豆乃大幣帛乎平久聞食氏 奉獻する嚴の大幣物を平けく聞食しめしてといふ意○天皇我御世乎堅磐爾常磐齋奉利 天皇がしろしめす御世を變はりなく齋き奉りといふ意○伊賀志御世爾幸閉奉氏万世爾御坐令在米給登稱辭竟奉久登申 嚴し御世に幸與へ奉りて千世万世におはしまさしめ給へと贊辭を竟へ奉ると申すといふ意

又申久。參氏仕奉流。親王等王等臣等。百官人等乎母夜守日守爾守給氏。天皇我朝廷爾。伊夜高爾伊夜廣爾。伊賀志夜具波江乃如久。立榮之采令仕奉給登。稱辭竟奉久止申。

又申久參氏仕奉流親王等王等百官人等乎母夜守日守爾守給氏 又申
 す参りて仕へ奉れる親王たち臣たち百官の人たちをも夜を守り晝
 の守りに守り給ひてといふ意○天皇我朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾
 天皇が治め給ふ朝廷に於て位の彌高に族の彌廣にといふ意○伊賀
 志夜具波江乃如久立榮之采令仕奉給登稱辭奉久登申 嚴し爾木生の如
 くたち榮えしめ仕へ奉らしめ給へと贊辭を竟へ奉ると申すといふ
 意考本江を延に作れりまたいふ申すは上へいふことばなれば皇神
 を崇みて天皇の詔にのたまひぬべくやされども始よりの文により
 てあることなり既にいへるが如く春日祭とこの祝詞は始を臣民に
 宣せ給ふ詔のさまにて未に申とあるこそ心得がたけれされども道
 饗却崇神などに申とあるは詔をその事預る臣の申すよしと聞ゆ是
 を以てはここなるもその意かと眞淵翁のいこれしはさることなり
 故に始は臣民の詔を宣り給ふにて終も臣民の申すよしになすとき

は終始をさまりつきて禮かなりさやうに思ひ辨ふべし

久度古開クドコケ

久度 久度と平野祭に述べし如く奈良より平野に遷し奉り
 し神なりその神社は平野郡にあり祭神は平氏の氏神なる仲
 哀天皇にまします眞淵翁の言には平野郡龍田の立野の社近
 き所の大和川の河邊に久度村ちふ里ありてその氏神と齋ふ
 社をこの皇神ぞと國人いひつとされば久度神社あるより村
 名にも久度を用ゐてそれが其頃まで存せしなるべし古開は
 くさぐさの説ありていづれも定めがたしいま四座に關る衆
 説を摘み出さむ

祝詞考に神名式に山城國葛野郡平野座神社四座と見えたり
 此四座の一は今木二は久度三は古開四は比賣神におはする
 こと即祝詞に見ゆさてこの社の始の事之廢帝いまだ大炊王

と聞えて奈良の田村におはしたるを天平寶字元年四月皇太子に立給ひたり其田村におはします今木大神を天皇と聞え奉りて殊の外崇みませしを後に桓武天皇平安城へ遷し奉りて崇み奉り給へるなるべし久度古開の二社も田村におはせしか異所なれどよし有て同じく遷し奉れ給へるかいまだよく知らず延暦元年十二月の紀に田村後宮今木大神叙從四位上と有はいまだ平野へ遷し奉らぬ時なり類聚三代格に正一位平野社地云云右社預從五位下卜部平麻呂解狀你謹檢舊地延暦年中立件社之日點定四至奏聞既訖云云これに延暦にうつし奉りしは見たれど其年月はしられず○神位は延暦元年に今木は從四位上承和三年平野の今木は正四位上久度古開二神從五位上これより度々進め給ひて貞觀元年に今木は從一位久度古開之從三位比賣神は從四位下同年の末に今木は

正一位次々皆進階有て後は平野は惣て正一位をまゐせられしなるべし○祭は太政官式に平野祭四月十一月上申參議以上赴集或皇太子親進奉幣又同式に平野祭之桓武天皇后王及大枝氏和氏并預見參この祭式は貞觀儀式に委し披見べしかくて光仁天皇の御嗣にて桓武天皇の御後諸王諸臣まで是を氏の神と齋給ふよしは上にいふが如し大江和氏等の見參に預るよしはいかなる事か知らず延暦八年紀に皇太后姓和氏贈正一位乙繼之女也母贈從一位大枝朝臣直妹后先出自百濟武寧王之子純隨大子と見ゆ光仁天皇の右におはせば后も御氏神の如くし給ふ故歟又この大江和氏の本居の神にてや有けむ右の式に及大江氏云云とあるも王氏ならぬよしと見えけり○或ものに今木之日本武尊源氏久度は仲哀天皇平氏古開は仁德天皇高階氏相殿比賣神は天照大神大江氏といへるはその

社の傳歟されども大江氏の出るからは和氏の人も出づべきをさはいはで高階氏をいふはいかあるにか○万葉に宇治若郎子宮所歌とて今木の嶺とよめるに輕島明宮應神天皇の宮の時此皇子始てここに坐つるかさて今木は紀に新漢と書て高市郡なるを後に奈良へ遷奉せる歟然らば宇治若郎子に坐べし日本武尊と申はいかなるよしにや○久度神社は神名式に平群郡に出今も同郡龍田の立野の社近き所の大和川の河邊に久度村ちふ里ありてその氏神と齋ふ社をこの皇神と國人いひつ○古開はいづくにや古くも今も考ふべきなし文徳實錄よりこなた紀どもに皆久度古開とつづけきて神位もひとしきと同一所に齋ひ給ふかさりともし此祝詞に二所の宮とあれば本異所には在けんさて文徳實錄にのみ古開と有て三代紀より江家次第抄までは古開とあれば多きに從ひて今も開と

書さつ且訓はあさかさかさか又古開の二字假字にて異訓あるかとかく考得がたしとあり大祓詞後釋つけそへぶみに考に此社の始の事は光仁天皇いまだ大炊王ときこゑて奈良の田村にねはしたるを天平勝寶元年四月に皇太子に立給へりといはれたるはふと思ひまがへられたる物にて御名も年も違へり大炊王は廢帝にてその皇太子に立給へりしは天平寶字元年の四月ありそれと光仁天皇にあらざればここに用なし光仁天皇は白壁王と申して神護景雲四年八月に皇太子に立給へりといふ祝詞講義に今木は神名なり田村よりと云ふでは聞かず田村は記傳四十四に姓氏錄に奈良京田村里とある地なるべしと云れたる如くなれば桓武天皇の御世に其地より遷し給へらむには田村よりと云べけれ今木よりとは宜ふまじき理なり

此に因て思ふに石上大神を古く今木神とも申せしには非るか其大神を祀ひ奉る物部氏の支族に今木連と云があるも其大神に仕奉る由緒に依て稱る姓なるこそ上に云る如くなれば今木の地名は元來石上の邊にて呼び來れる小字なりけむを田村宮にして其天神を勧請る時に今木より云云とは申給ひつらむを今京に遷せる時にも其儘に用ゐたりつらむとおぼゆるなり○今木神之神名式に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社とある此社にます布都主劍大神に坐す云云天皇本紀又天孫本紀に磐余彥尊都檜原宮初即皇位號曰元年云云宇麻志麻治命先獻天璽亦豎神盾以齋矣謂五十櫛亦云今木繞於布都主劍大神奉齋殿内云云とある是ぞ今木の據なるこれより次々宇麻志麻治命の子孫其業を傳へて石上大神宮の事を掌り併せて天下の物部を率て仕奉れるよし故に其氏族に今木

氏あり姓氏錄に今木連神饒速日命七世孫大賣布連之後也と見ゆ○今木は齋木にて五十櫛は齋申にて太玉串又天玉櫛といふと同物にて神代紀に所謂神籬なるものなり然れば今木之神籬なれば何社に祀れるをも然云べきを石上大神に限りて今木の大神とも稱する所以は今木を刺めぐらしていみ奉られし事はまくも更なりすべての事餘社とは甚く異なりける故に今木大神とも稱し又石上の地に今木といふ字も出來し物なりけり此詞に今木より仕奉來とある地名なるに思合すべきものなりかし若しさらすは田村後宮今木坐大神と如何とか記されずて今木よりといふ事のきこえ難きを思ふべし天平寶字元年四月大炊王を皇太子に立給ふ時の紀文に先是大納言仲麿招大炊王居於田村第とありて是より後は大炊王の宮と成れるなるが其時は孝謙天皇の御世にして宮

中にては専ら佛を信じ給ふ時なりしかば石上大神を宮中に
て勸請て今木を刺立て齋給ふ神事などは怠らせ給ひしが大
炊王の皇太子にて渡らせ給ふときは己命の御爲に時々齋
奉給ひけむを大神の御諭坐て田村宮に鎮坐すこととなりつ
らむを光仁天皇の是を傳領し給へるが彼いはゆる田村後宮
今木大神なりと○久度神は御竈神なりその證は日本紀略に
今夜坐内膳司忌火庭火等神奉遷冷泉院内膳仍權大納言師尹
卿以下奉遷之平野謂釜二口也庭火謂鋤一口也各有臺長櫃等
衛士持之奉遷院乾方新屋庭火平野別別屋也安置之後宮主申
祝詞と見えたり又中右記にも内膳司御竈神三所也一所平重
伴美御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御飯奉仕之神也一所忌火
是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕之神也とあり和名抄に竈
竈後穿也和名久度とあり久度は凹處の意にて鍋を懸る所を

云ふなりされば其土にて築固めたるをへっヒといひ其炊爨
の用をなす所を久度とといふなりさて平野に祀る所の久度
神は所祭忌火庭火の皇神等にて御靈寶は釜と鋤とに御座坐
りと見ゆ記傳に内膳司なる竈神は即ち竈を神と稱る也と云
れたるはさる事ながら右の三の御竈を神体として紀略に平
野謂釜二口也とある其一を久度神その一を忌火神と稱へ給
ひし者あるが其へっヒの神と忌火神にて渡らせ給ふこと著
く庭火神は釜神にて煮炊する用を主る神に在ること疑な
るべきものなり○古開は古閉にて布瑠御魂大神なり既に上
に引る如く布都御魂神と共に石上邑に鎮り定り給ひしより
布留御魂神と奉稱ること神名式に大和國山邊郡石上市留御
魂神社と申すにても著かりけりさて十一月に鎮魂祭といふ
事あるがこは右の十種神寶の御魂とます布留御魂神を招請

り給ひて御靈振の神事を物し給ふが故に鎮魂祭の字を四時
 祭式におはんだまふりとあり布留閉は可^ク鎮^ニにて用言なれば
 布留とのみ云て事足れるを心得ず思ふもあるべけれども布
 留と申すは十種神寶の本体の名なり布留部と申すは鎮魂の
 神事を爲て御魂招爲ることなれば何か妨あらむ此等を合せ
 て古開神は布留御魂と思ひ定めたるなり
 大祓執中抄に文德實錄齋衡二年十二月丙子朔大炊寮大八島
 竈神齋火武主比命庭火皇神並授從五位下又天安元年四月癸
 酉有勅大炊寮大八島竈神内膳司忌火庭火神並奉授從五位下
 又三代實錄貞觀元年正月廿七日條に見えたる大八島竈神も
 忌火神も庭火神も共に竈を以て神として御位を授けられた
 る物なり文德實錄の如く大炊寮に大八島内膳司に忌火庭火
 はおはしましゝなるべしこれを祭らるゝ證は宮内省式に御

並中宮御贖及祭忌火庭火御竈神平野審神料とあるにて知ら
 れたり借この式に平野と云るが即ち大八島竈の事なり文德
 實錄仁壽元年十月乙卯の策命にある久度神が即御竈神なり
 但し同竈の内にも後に穴有て煙の立昇るや字に作れるを久
 度と云この久度の竈を古くは大八島と云り竈を八島と云は
 るも平野御竈の名にて朝家のみの稱なりしに色葉和難抄に
 大嘗會の行幸にもかまのわたるをばやしまのわたると云之
 と云れば平野に限らず忌火庭火の御竈をも後に一に推竈て
 八島と云たりしが民間までも及びて凡ての竈のことと成れ
 りと思はれたれど誠^ニ之^ノ窓^ノのあるが八島なりさて忌火の神今
 食奉仕の神なるに付て思ふに今食は今木と訓むこと玉勝間
 に云る如くあるべし云々今木大神は即ちこの忌火御竈を祭
 れるにやあらむ然るに八島をば上件に云へりし如く平野と

も稱るを忌火をば然云る事のきこえぬは大内にては忌火は
 異なる御竈として忌清めらるゝ故に旨とある方の忌火とい
 ふ御名のみ傳りて今木といふ御名は傳はらぬにやあらむ庭
 火之内膳屋の庭内に居て御饌物を焚き調ふる竈なる故に此
 名あるにやあらむ左經記寛仁二年四月廿八日の條山槐記治
 承四年四月廿六日の條黃葉記寛元四年四月廿九日の條本朝
 世記康治元年十月十四日の條に見ゆるは御生涯開食す御饌
 を焚く竈のことにて此庭火なりけりされば庭火のみと御一
 代に一は必ず鑄造らるゝ物なるにやされば平野社之上件に
 云如く第一第二の神殿ともに御竈の御靈を祭れるにやと覺
 えけれは第三の神殿なる古開神も若くは此庭火の御靈にと
 あらぬにや御名義庭火御竈は天子御一代に一箇づゝ必造ら
 るゝ例なる故に崩後の後は其御代の庭火を別所に藏めおく

是を古開といふ歟古は舊ならむ開は用なき器をあきものと
 云わきにて空器のことなりされども此は決しては云難し
 祝詞略解に相殿比咩神は講義に大宮能賣命亦名宇受賣命な
 りとせりこは此神と猿女祖にて鎮魂の事その遺跡たるが故
 なり又執中抄には大戸比賣神とせりこは餘の三神の竈神な
 るに依りての考なりこは餘の三神の髓に定りたる上ならで
 は決め難しまた大教正田中頼庸ぬしの説には光仁天皇の皇
 后天智之子姫命とせられたりこれまたよく考へてさだむべ
 きなり又伴信友の説に和氏の祭に預るに依て外國の神とせ
 るは講義に辨へたる如く非事なればすべて爰には取出すそ
 の和氏は桓武天皇の御外戚なる故に依ることなれば其祭神
 に係ることに非ざるなり
 以上掲ぐる所の説の可なるものを括りていはんと欲すれど

も皆信を置きがたし前に擧げつるは普通の傳説なれば出し
たるにて必ず此れと定めたるにはあらずされば猶よく考へ
て定むべし

天皇我御命爾坐世久度古開二所能宮爾之氏供奉
來流皇御神能廣前爾白給久皇御神能乞比給万比
之任爾此所能底津石根爾宮柱廣敷立高天能原
爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭止定奉氏神主
爾某官位姓名定氏進流神財波御弓御太刀御鏡
鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明多閉照多閉和多
閉荒多閉備奉氏四方國乃進禮留御調乃荷前手取
竝氏御酒波馭乃閉高知馭能腹滿竝氏山野物波

甘菜辛菜青海原乃物波多鱈乃廣物鱈乃狹物奥都
毛波邊都毛波爾至未天雜物乎如横山置高成氏獻
流宇豆乃大幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅
磐爾常磐爾齋奉利伊賀志御世爾幸閉奉氏萬世
爾御令坐米給登稱辭竟奉久登申

天皇我御命爾坐世久度古開二所能宮爾之氏供奉來流皇神御能廣前爾
白給久 天皇が大命にまします久度古開の二ヶ處の神の宮に供奉
し來れる仲哀天皇及仁德天皇の神の御前に白し給ふといふ意○皇
御神能乞比給万比之任爾此所能底津石根爾宮柱廣敷立高天原爾千木
高知氏天能御蔭日能御蔭止定奉氏云云 此の文章の平野祭の文と
同じければ釋義せず以下さやうに思ふべし

又申久參集氏傳奉親王等王等臣等百官人等乎毛

夜守日守爾守給氏。天皇我朝廷爾。彌高爾。彌廣仁。
伊賀志夜具波江能如久。立榮氏。令仕奉給登。稱辭
竟奉良久登申。

此條も平野祭と全く同文なれば解釋を省きたり

六月月次

十二月月次
准之

考本には月次の下に祭の字を補へりさて四時祭式に月次祭
六月十二月十一日とあり神祇合月次祭の義解に於て神祇官與
祈年祭同祭如庶人宅神祭とあれば祈年祭と等しき儀なるべ
し故に京畿諸國の神たちへ月毎に奉り幣を六月と十二月の
十一日に諸國の神主祝部を神祇官へ集めて頒ち給ふなりと
ぞ此祭の初めは弘仁年中といふ説あれども受けとられずこ
は神祇令にも見え日本紀に大寶元年七月乙訓郡火雷神宣又

大幣月次幣例とあるを見れば大寶以前に初められしなるべ
しされども何天皇の御宇とさだかに之知れがたし
またいふ此祝詞の初めの所聊か祈年祭と異なりて文字に異
動あり御年皇神等に白す條はここには見ぬすその他は悉く
同じければ全文を掲げて解釋を施さずこれ同文章を解する
も益なきことゆゑ省きたるなりあしくな思ひ給ひそ

集侍神主祝部等諸聞食登宣。

高天原爾神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以天社

國社登稱辭竟奉皇神等前爾白久今年乃六月月

次幣帛十二月月次幣帛明妙照妙和妙荒妙備奉氏朝日

能豐榮登爾皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉

久登宣。

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂
 生魂足魂玉留魂大宮賣御膳都神辭代主登御名
 者白氏辭竟奉者皇御孫命乃御世乎手長御世登
 堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾陸
 神漏伎命神漏彌命登皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎
 稱辭竟奉久登宣
 座摩乃御巫辭竟奉皇神等乃前爾白久生井榮井
 津長井阿須波婆北伎登御名者白氏辭竟奉者皇
 神能敷坐下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千木
 高知氏皇御孫命瑞乃御舍仕奉氏天御蔭日御蔭
 登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須故皇御孫

命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
 御門乃御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間
 門命豐磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能
 御門爾湯都磐村能如久塞坐氏朝者御門開奉夕
 者御門閉奉氏疎布留物乃自下往者下乎守自上
 往者上乎守夜乃守日乃守爾守奉故皇御孫命乃
 宇豆乃幣物乎稱辭竟奉久登宣
 生島乃御巫能辭竟奉皇神等乃前爾白久生國足
 國登御名者白氏辭竟奉者皇神乃敷坐島乃八十
 島者谷蟻能狹度極鹽沫乃留限利狹國者廣久嶮
 國者平久島乃八十島墮事無久皇神等寄志奉故

皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。
 辭別。伊勢爾坐。天照太御神乃大前爾白久。皇神乃
 見鬻志坐。四方國者。天乃壁立極。國乃退立限。青雲
 能霽極。白雲乃向伏限。青海原者。棹柁不干。舟艦乃
 至留極。大海原爾舟滿都々氣氏自陸往道者。荷緒
 結堅氏。磐根木根履佐久彌氏。馬爪至留限。長道無
 間久立都々氣氏。狹國者。廣久。峻國者。平久。遠國者。
 八十綱打挂氏。引寄如事。皇太御神寄志。奉良波荷前
 者。皇太御神乃前爾。如橫山打積置氏。殘乎波平間看。
 又皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾齋
 比奉。茂御世爾。幸開奉故。皇吾睦神漏伎命神漏彌

命登。鵜自者。頸根衝拔氏。皇御孫命乃宇豆乃幣物
 乎。稱辭竟奉久登宣。
 御縣爾坐。皇神等乃前爾白久。高市。葛木。十市。志貴。
 山邊。曾布登。御名者。白氏。此六御縣爾生出甘菜辛
 菜乎持參來氏。皇御孫命乃長御膳乃遠御膳登聞
 食故。皇御孫命能宇豆乎幣物乎。稱辭竟奉久登宣。
 山能口坐。皇神等乃前爾白久。飛鳥。石村。忍坂。長谷。
 畝火。耳無登。御名者。白氏。遠山。近山。爾生立流。大木
 小木乎。本末打切氏。持參來氏。皇御孫命乃瑞乃御
 舍仕奉氏。天御蔭日御蔭登。隱居氏。四方國乎。安國
 登。平久知食須我故。皇御孫命乃宇豆乃幣物乎。稱辭

竟奉久登宣。
 水分坐。皇神等乃前爾白久。吉野。宇陀。都祁。葛木登。
 御名者白氏辭竟奉者。皇神等依志奉者。皇神等爾。初穗
 乎。八束穗乃伊加志穗爾依志奉者。皇神等爾。初穗
 者。額爾母汁爾母。既閉高知。御腹滿雙氏。稱辭竟奉氏。遺
 乎波皇御孫命乃朝御食夕御食乃加牟加比爾長御
 食乃遠御食登。赤丹穗爾聞食故。皇御孫命乃宇豆
 乃幣物乎。稱辭竟奉久登諸聞食止宣。
 辭別。忌部乃弱肩爾。太禰取挂氏。持由麻波利仕奉
 禮留幣物乎。神主祝部等受賜登。事不過捧持奉登宣。
 大殿祭

大殿祭は内裏の仁壽殿に於て殿祭を行はせらるゝ儀なりこ
 の儀いとふるくよりありて既に古語拾遺に云へる如く神武
 天皇の御宇の時も神代のまゝにつたへさしかたを行はせら
 れきその祭日は四時祭式に神今食明日平且とあり宮内省式
 に神今食新嘗二祭明日平且大殿祭とありければ其翌朝にま
 つらせ給ふなり即ち神食今新嘗祭は六月十二月の十一日な
 りければ翌十二日に行はせらるゝなりさて此儀式は貞觀儀
 式に神祇官以筥四合一合納玉、一合納切木綿、居八足案二脚令
 神部四人昇之中臣忌部官人宮主史生神部等、著木綿、左右相分
 前行御巫例案後至延政門外置案簀子上、頭部察、大舍人呼門如
 常圍司奏云大殿保賀比能事申賜幸登宮内有官姓名叫門故爾申
 勅曰令申圍司傳宣云姓名乎令申宮内省進就版奏云大殿保賀
 比供奉幸登神祇官姓名候止申勅曰喚之宮内省稱唯退出喚神祇

官神祇官稱唯中臣忌部官人著木綿縵忌部之加立案前直進仁壽殿御巫等入自宣陽門中央東門候於內裏隨案共入至殿東簀子敷上御巫等執筥中臣忌部御巫等以次入仁壽殿御巫一人進一門散米承忌部執玉懸殿四角次御巫等散米酒切木綿於殿內四角退出中臣候仁壽殿南忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角次懸厠殿四角次懸御厨子所四角御巫等散米酒如初自陰明門退出次宮主引神部廷喜式至御炊殿懸木綿散米酒如初內藏寮賜錄有差御巫料送內侍司令とあるにて式の有様を知るに至れり宮内省式に省輔已上率諸忌部等至延政門令大舍人呼門圍司傳宣如常輔入奏其詞曰宮内省申久大殿祭供奉平登神祇官姓名率忌部候登申すとあるは宮内の官吏の式典に預ることのあさらかに知るを得べし

つぎに此祝詞の文章は中古のものと見えて太上古のものとは

は文の趣きいと異なりされば中古に至りて上古の文章を作り改められしなるべし故に他の文と合せ考ふべし

高天原爾神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氏。皇御孫之命手天津高御座爾坐氏天津日嗣乎。乎捧持賜天言壽古語云許止保企言壽詞如今壽賜之詞宣志久皇我宇都御子皇御孫之命此乃天津高御座爾坐氏天津日嗣乎。万千秋乃長秋爾大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止古語云志須言寄奉賜比氏以天津御量氏事問之磐根木根立知草能可岐葉乎毛言止氏天降利賜比志食國天下登天津日嗣所知食須皇御孫之命乃御殿乎今奥山乃大峽小峽爾立留木乎齋部

能齋斧乎以伐探氏。本末乎波山神爾祭氏。中間乎持
 出來氏。齋鈕手以氏。齋柱立氏。皇御孫之命乃天之
 御翳日之御翳止。造奉仕禮流瑞之御殿。汝屋船
 命爾天津奇護言乎。以氏言壽鎮白久。此
 乃敷坐大宮地。底津磐根乃極美。下津綱根。古語之
 波府虫能禍無久。高天原波青雲乃靄久極美。天乃
 血垂飛鳥乃禍無久。掘堅多留柱桁梁戸牖乃錯比。古
 加動鳴事無久。引結幣留葛目能緩比。取葺計魯草乃
 岐古語云。無久。御床都比能佐夜伎。夜女能伊須須伎。
 伊豆都志伎事無久。平氣久安久奉護留神御名乎白
 久。屋船久久遲命。是屋船豐宇氣姬命。登是稻靈也。俗謂宇
 賀能美多麻。今世

乎。堅磐常磐爾奉護利。五十檀御世乃足良志。御世爾。
 田永止御世止。奉福爾依氏。齋玉作等。我持齋波利持
 淨麻波利造仕禮留。瑞八尺瓊能。御吹伎乃五百都御統乃
 玉爾。明和幣。古語云。曜和幣手附氣氏。齋部宿禰某我弱
 肩爾。太襴取懸氏。言壽伎鎮奉事能。漏落武事乎波神
 直日命。大直日命。聞直志見直志氏。平良氣久安良氣久所
 知食登白。

高天原爾神留坐須。高天原に神あつまります。或は神とゞまります
 といふ意。○皇親神魯企神魯美之命以氏。統べ知ります。君の御親し
 みの皇親神の男神女神を以ちてといふ意。史徴に此なるは天照大御
 神と高皇產靈神とを申せりとあり。講義に天照大御神高皇產靈神皇

産靈神三柱に係たる方かへりて宜しく侍るにやとありたり○皇御
 孫之命乎 皇孫命といふ意此の皇孫と天皇を申し上ぐるにあらす
 彦火瓊々杵命を申し奉るなり惑ふ事なかれ○天津高御座爾坐氏
 天位に坐せしめてといふ意天は稱へ詞津は天爾波ののと同じ高御
 座と天皇の就き給ふ御座の稱御即位朝賀外客拜朝等に用ゐ給ふ飾
 れる狀鳳輦の如きものなりそれより轉じて天皇の御位の稱となる
 なり此處は御座の稱と見るべし講義にこは天照大御神の天津朝廷
 の大御座所を申せり葦原中國を統御す爲に天降奉り給ふが故に其
 御座上に坐奉らせ給ひて天皇の御位に即け奉りたまへるなりと見
 ゆ○天津靈乃鏡劔乎 天靈の鏡劔をといふ意鏡は八咫鏡なり劔は
 叢雲劔なり古語拾遺に以八咫鏡及草薙劔二種神寶授賜皇孫永爲天
 靈矛玉自從云云とあるにて明かなりさて此文の皇孫と天津彦火
 瓊々杵尊を申し奉るなり天靈とは此國土をすべしろしめす天位の

御靈といふことされバ二種の神寶をもて皇孫天津彦火瓊々杵尊に
 授け賜ひてながく國土をすべしろしめす天位の御靈と爲し給ふこ
 とを云ひしなりこの二種の神寶の外に矛玉自ら從へりとある矛は
 大日貴神の父子より奉られし國平矛をいひ玉は王屋命の製られし
 八咫瓊の曲玉をいふこの二物と天靈と申すわけにてもなく唯なん
 どなく從へて下し賜はりしなり此に於て祝詞と古語拾遺とは鏡劔
 の二神寶を以ちて天靈となされつれども古事記日本書紀には玉鏡
 劔の三種となして玉を第一に置かれしなりさる差は如何にといふ
 に古語拾遺と齋部宿禰廣成の齋部家の事を書して上奏なしたるも
 のなり此祝詞は齋部氏の事に預るは上代よりの傳へにてあるなり
 故に同じき説のあるあり而して齋部氏の玉には關らざりしかば玉
 の事をばかくいひ傳へたるものならんとも知られず若し常物なれ
 ば並列して書すべき筈なりこれによりて考ふるときは此祝詞并に

古語拾遺は齋部家の所傳を書したるもの古事記日本紀は總ての所傳を抄録なしたるものなれば茲に於てか差ある理なりけりざるをしらで只神寶は二種なりといひ三種なりといふは座上の論に過ぎず故に總じていへば三種と辨ふべし眞淵翁も三種につきたる説をいはれたりしかば左に擧ぐるを思ひ知るべし

是に八尺勾璫を擧いはず儀制令にも鏡劍とのみ有につけて神代紀の一書に三種の寶といふを疑ふ人あるは顯はれたることのみ依てもものを限るなりそも古事記に伊邪那伎命の天照大御神を生まして其御頸珠之緒母由良邇取由良邇志而賜天照大御神而詔曰汝命者所知高天原矣また神代紀一書に大汝貴命の天御孫命にこの國を譲り奉りて退き給ふ時も即ち躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣と有また天孫天降り給ふ時天照大御神の詔まさく於是副賜遠伎斯八尺勾璫鏡及草那藝劍云云と古事記にしるされたり是を以て彼一書に曲

玉鏡劍を三種神寶とは有なれば何かいふかしきや且その勾璫天しるしめす主なるしるしの神寶それに准て國知給ふ大名持命も是を御頸に受け給ひつさて天孫天降給ふときにも國の主なる御しるしに天照大御神是を賜せしなり然れども此璫は御身に著ます寶にて人の手觸る故ならず故にいにしへより鏡劍ふたつを以て大儀の時のしるしとなし來るなりしか有てこの祝詞に古事記の如くかの勾璫を専ら擧ぐべきを既に大寶の頃の儀式のおもてによりて二つをのみいひつるなりと○捧持賜天 天璽の鏡劍を捧げ持ち賜ふてといふ意○言壽宣志久 詞にて祝ぎ宣り給はずといふ意志久とすの延音なり言壽は元加行四段の活き詞なるがことはぎといふときは假体言となりて用ゐらるゝあり○古語云許止保企言壽詞如今壽賜之詞 古語にことはぎといふはぎ(祝ふ)詞をいふなり今のさかほぎの詞濃如しといふ意さかほぎは酒祝の義にて酒樂なりこれ酒を勧め

て祝ぐことをいふなり○皇我宇都乃御子 皇祖神我嚴の御宇といふ意皇我の皇は皇祖神にして天皇を申し奉りたるにわらずされども他に多く見ゆるは天皇を申し奉るにて此處は皇祖神を指し奉るなり我は御自身を稱へたるにて自稱の代名詞なり○皇御孫之命 皇祖神我嚴の御子皇孫命といふ意皇孫命は天津彦火瓊々杵尊を申し奉るなり○此乃天津高御座爾坐氏 天津彦火瓊々杵尊の天位にましましてといふ意後釋に此乃とは即ち上の高御座爾坐豆とある御坐を指して詔ふ也とありさもあるべし○天津日嗣乎 天位をといふ意天津日嗣は天之日嗣の義にて天は稱名日嗣は天皇の御位の尊稱なり記傳に天照大御神の任を受傳へ坐て其大業を嗣々に知食す由の御稱なりと○万千秋乃長秋 爾大八洲豐葦原瑞穗國乎 千万の秋の長久の秋に大八洲なる豐葦原の瑞々しき稻穗國をといふ意万千秋乃長秋とは永遠にといはんが如き語にて長き秋をかざれる

詞なり大八洲とは淡路伊豫之二名筑紫壹岐津島隱岐佐渡豐秋津島の八洲を稱したる名なり豐葦原瑞穗之國の豐は美稱葦原は葦の生ひ茂りたる廣き地をいふ瑞穗之國は麗はしき稻穗の國といふ意○安國止平氣久所知食止 安き國と平かに統べ知しめし給へといふ意○古語云志呂志女須 所知食を古語にしろしめすといふ意しめすは知すを更に敬ひていふ語なり○言寄奉賜比氏 事を寄せ奉り賜ひてといふ意よさすは寄すの敬語にて任せ給ふといふが如し○以天津御量氏 天の神の御協議を以てといふ意これ皇神の諸神をつとへて神をかりにはかり給ひて下つ國のまつろはざるものを平げしめ給へることをいふ語なり○事問之磐根木根立知草能可歧 葉乎毛言止氏 神はかりにはかり給ひて事を問ふた磐の根木の根の立たちたるもの草の片葉をも悉く拂ひ給ひてといふ意されば下つ國の大神のまつろはざるものはまつろはしめ荒ふるものは拂ひ除

と給ふにて磐^{イハヒ}柱草等の立ちたるものをねこじにこじて拂ひ給ふか
くの如く平げく安げくなし給ふて皇孫の降臨ましますといふ語の
つゝきなり○天降利賜比志食國天下登 搔き拂ひ給ひて天降りたま
ひし皇孫の知しめす國の天の下といふ意をすとは身に受け入れ有
つ義なり故にをすくにといへば身に受け入れて有つ國といふにて
統知する國をいふなり○天津日嗣所知食須 天之日嗣の統べ知り
ますといふ意○皇御孫之命乃御殿乎 皇孫命の御在處をといふ意
今奥山乃大峽小峽爾立留木乎 今奥山の大きな間カハ小なる間に立て
る樹木をといふ意峽とは間と通ず即ち山と山との間をいふ其間の
大なる所と小なる所と文をあやなしたるなりさて此峽に之良材の
生長する故に殊更に大峽小峽の材といひたるにこそあらめ其峽に
ある材を伐りてとかかる文なり○齋部乃齋斧乎以伐採^ト 齋部の
潔齋なる斧を以て材を伐り採りてといふ意古語拾遺に令手置帆負

彦狹知二神以天御量伐大峽小峽之材而造瑞殿云云とあるにて此處
の文意と同じきなりさてかくの如く材を山より伐り出すには忌部
の山神并に木靈を祭らせらるゝにて貞觀儀式の大嘗宮條に稻實卜
部率造酒童女同郡司各一人物部男六人子等五人二十人夫等爲採内
院料材向^ニ卜食山即祭山神^中祭畢造酒童女先執齋斧伐樹工匠次之役夫
次之訖歸來とあるを以て宮造りの材を伐るときは山神木靈を祭ら
せられしものと見えたりされば此處もかゝりしことありしなるべ
し○本末乎波山神爾祭^氏中間乎持出來^氏 材の本と末とをば山神に
奉り祭りて材の中間を里に持ち出で来てといふ意○齋鉏乎以^氏齋
柱立^氏 潔齋なる鉏を以て潔齋なる柱を立てといふ意さて此柱を
立つる所を掘るは童女の掘初るにて忌部の業にあらざることば貞
觀儀式の大嘗宮條に柱立る前に大祓を行ひて始めて内院雜殿を作
る造酒童女齋鉏を執て稻實殿四角柱穴を掘る物部これに次ぎ役夫

これに次ぐと見ゆれば柱を立つる穴之先づ造酒童女次に物部次ぎに役夫と堀立つるなり故に忌部は此業にあづからざるものと見えたり此處もかくの如きことありしものならんか○皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止 皇御孫命の天の御蔭日の御蔭と隠り坐すといふ意翳はかざすにて陰をなすものなれば蔭の字に通じて用ゐしなるべしさて天を覆ひ日を覆ふがための屋なるをもてかく詞を文なしたるなり○造奉仕禮留瑞之御殿乎 造り仕へ奉れる麗はしき宮殿をといふ意古語に御殿をみあらかといふこれ御在處ミマカの義にて宮殿殿舎等をいふなり○汝屋船命爾 汝屋船命にといふ意汝は他稱の代名詞なり屋船は彌生根の義にて木のいやがうへにも生ひ茂りゆくをいふなりさればその功によりて稱へられたる名稱なるべし隣義に屋船命は下に屋船久々能遲命屋船豐宇氣比賣命と稱へ別れど本一神之とぞ屋船命と申すは木を山に伐り草を野に刈り造成した

る全体の御殿の御靈と等神の謂なるがそを辭分ていふ時之木神草神に坐りとあるはいかならむ○天津奇護言乎以氏 天のくすしき齋ひ言を以ちてといふ意天は美稱あり津之天爾波ののなり久須志は奇異なり護を伊波比とよむは義を以てよみたるなり○言壽鎮白久 詞にて祝ぎ鎮め白すといふ意これ守ます神を齋ひ鎮め奉るなり○此乃敷坐大宮地 此の宮殿を敷き坐す大宮の土地はといふ意○底津磐根乃極美 底の磐石のてまでといふ意○下津綱根 穴を掘り柱を建てその柱を結び固むる綱をといふ意これ上古の地盤を固むる風と見えて千尋の綱もて結び固めしなり故に柱根に綱を纏ふをもて下つ綱根といひしならむ○古語番繩之類謂之綱根 古語なり番繩の類にてこれを綱根といふなりといふ意番繩とはつがひたる繩にて材と材とを組合したる所をつがひつくる繩をいふ○波府虫能禍無久 匍匐する虫の禍害なくといふ意○高天原波青雲

乃鷲久極美 高天原之雲の棚引くとしてまでといふ意○天乃血垂飛
 鳥乃禍無久 家造を高くなして天の血を垂す飛ぶ鳥の禍害なくと
 いふ意此の血をたらす鳥は如何なるものにやといふに詳に知るを
 得ずされども先哲は姑獲鳥にや鬼車鳥にやまたかかかる類の鳥なら
 むといえれき猶調べて後に云ふべしされど加茂翁平田翁とは同説
 なれども前後の文に對して意の通じがたし藤井翁の説之あまりの
 ことにて從ひがたし本居翁の説によるべきか(説は大綏詞高津鳥の
 條に擧ぐべし)○掘堅多留柱桁梁戸闢乃錯比 掘り堅めたる柱桁梁戸
 窓の組合に至るまでといふ意字典に錯は雜也とある如く彼れと此
 れとを雜ふることにていはゞ組合するなり行合の略さかひなりと
 いふ説のあるも雜ふるの意より出でたるなり○動鳴事無久 動き
 鳴る事無くといふ意○引結留葛目能緩比 引き結べる綱の緩みと
 いふ意この語下の無くにかゝる言葉之○取葺計替草乃噪岐無久 取

りふける屋根の草の亂れることなくといふ意草をかやとよませた
 るは今も草葺屋根と茅屋を稱するにて知るべししかしてかやは萱
 の字に充つるものなるが元之茅(ち)かやすげすすゝきの類の總稱よ
 りいで一草の名となりしなり故に草の字をとりてかやとよませ
 たり蘇々岐とは蓬蓬したる形にて亂れわゝけたるをいふなり○御
 床都比能佐夜岐 御床の繼合の喧ぎ無くといふ意こゝに無くとい
 るべきを下にあるをもて畧きていひかけしたり都比は繼合の略言
 なり佐夜岐とさわぎの通音なりさて如何にして此語あるやといふ
 に上古は釘てふものなきをもて組合したる所繼合したる所は葛を
 以て結ぶものさればそが乾きては鳴り喧くゆるにかくはいひしな
 るべし講義に都は例の之に通ふ都比は邊にて御床之邊といふ義と
 あるはいかにやまた御床は晝御座をいふなり夜女は夜御殿を云ふ
 なりとはいかならむ○夜女能伊須須伎伊豆都比志伎事無久 童女

のうろたへ滞る事なくといふ意夜米はもと女の童をいふにて轉じて新婦をいふなり新婦之稚きものなればいふか又よめは呼ぶ女の意かとされども古くは童女をよめといひそれよりうつりて新婦となりたるにて娶をよめといふより呼女の説の出でしならむと思はるれば前説之古く後説之新らしきなり伊須須岐は驚き騒ぐ周章つ狼狽すなどの意なりざるを伊は發語須々伎とすすろぎ(漫不覺の文字をすすろぐとよむなりそそろぐに同じ辭なり)なりといふ説あれどもこれ伊之須々伎とを離したるよりかゝる説の出でしなり必ず離すことなかれ(一の動詞にて古くは用ゐられたり)伊豆都志伎とはあやまち滞ることなき意の語なり○平氣久安氣久奉護留神御名乎白久 平られく安られく護り奉る神の御名を白すといふ意○屋船久久遲命 屋船之彌生根なり久久は久幾なり即ち幹にてくくきなり本居翁は俗言と同じくつくくと延たつを云と云へるは非之くく

はこもる義にて枝葉のこもる所なる故に云ふ能の文字を加ふべし遲はいちのちなりさて此神の出で給ひしより木の彌が上にも生ひ茂り枝幹共に廣く太くなりて立つゆゑに其功によりて御名に稱へしなるべし○屋船豐宇氣姫命 屋船は彌生根なり豐は美稱字は海のうと同じく大なり氣は食なり姫は女子の稱なりさて此神の出で給ひしより稻の彌が上にも生ひ茂り稔るゆゑに其功によりて御名に稱へしなるべしされば彼れ之木の神にましまし此れ之稻の神にましますなり注に木靈稻靈とあるはことわりなり前に木の神をあげたれば此處に草の神をあぐべき筈なるに草の神をあげざる之本つ御靈の名を表せるなりそは實は稻を生給へる神に坐すと餘草をも生じ給へるは其幸御魂の御業なる故に此は本御靈の名もて云るなりこは史徵講義同説なり○考本には久久遲命の下に是米靈也といふ四字并に豐宇氣姫命の下に是稻靈也といふ四字を載せず素本

にはありされば原文に之ありやなきやさだかに知るべからず今暫く素本によりて存せり○俗謂宇賀能美多麻今世産屋以辟木東稻置於戸邊乃以禾散屋中之類也 世俗に屋船豐宇氣姫命を宇賀能美多麻と云之今世に産屋に辟きたる木并に束ねたる稻を以て入口の邊に置き乃ち米を以て産屋の中に散すの類なりといふ意宇賀能美多麻は宇氣能美多麻にて食靈なり即ち稻の魂といえんが如し産屋に木稻を置くは木靈稻靈を置きて守らす貌なり米を散すと禍神を變し退かすの貌なり故に此處にても屋船久久遲命屋船豐宇氣姫命と御名を稱へまつりてうやまふなり○御名乎波奉稱利氏 屋船久久遲命屋船豐宇氣姫命と御名をば稱へ奉りてといふ意○皇御孫命乃御世乎 皇御孫命の御世をといふ意○堅磐常磐爾奉護利 堅き磐常磐の如く變はりなく齋ひ奉りといふ意○五十櫃御世乃足其志御世爾 殿し御世の十分ある御世にといふ意之五十櫃は借字にて殿の

意なり○田永能御世登奉福爾依氏 永久の御世と幸を與へ奉るに
 よりてといふ意田永は手長とも前に見ゆ共に永久の意にて田手は借字にて發語なり永長共に久しきをいふことばなり○齋玉作等我持齋波利持淨麻波利造仕禮留 玉作達が齋み淨めて造り仕へまつれるといふ意齋玉作の齋は思みてかしくみて作るものゆゑに上に冠らしたるなり持齋持淨の持は上接辭(接頭語)なり即ち他の語の頭に接けて熟語となすものなり麻波利はむを延ばしたる語なり○瑞八尺瓊能御吹伎乃五百都御統乃玉爾 美麗なる玉の(壽)數多統べ括りたる玉にといふ意瑞は麗しきことなり八尺瓊の八之彌の義尺之眞明(マカ)の義瓊之沼と同じく玉ありこれ麗しきが上にも眞明の玉の義御吹伎は御祝(ホネ)壽も同じなり五百都は數を云ひたるに非ず只數の多きをいふなり御統乃玉とは珠をいくつもつらぬき通してすべくくりたる玉といふなりされば麗るはしきが上にも眞明の美麗なる玉をいく

つもつらぬき通してすべくくりたる玉を作りしなり○明和幣曜和幣乎附氣氏 色の明さ布色の照る布を附けてといふ意和幣を古語云爾伎氏とありて爾伎は和の義氏と夕への約言にて布帛の類の總稱なり夕へは栲なり妙にあつるは借字なり古へ布類の稱なり多く穀の木の皮にて織れる木綿の布をいふ○齋部宿禰某我弱肩爾太禰取懸氏 齋部の宿禰それがしか弱き肩に太き禰を取り懸けていとふ意○言壽伎鎮奉事能漏落武事乎波 詞を以て祝ぎ鎮め奉る事の漏れ落ちやう事をばといふ意○神直日命大直日命聞直志見直志氏 神直日命大直日命の漏れ落ちたるまがことを聞直し見直し給ひてといふ意神直大直日の神并に大は上につけたる名稱なり直は禍に對する語にて正しきなり日はくしびにて下につけし稱名なりこれ世の中の子べてのなりゆきの順序はまづまかありて次によき事のある理なり講義に聞直之祝詞に係り見直は幣物に係れるなりとさるあ

るべし○平良氣久安良氣久所知食登白 平らけく安らけく行はしめ給へと白すといふ意

詞別日久。大宮賣命登御名手申事波。皇御孫命乃同殿能裏爾塞坐氏。參入罷出人能選比所知志神等能。伊須呂許比阿禮比坐乎。言直志和志。夜古語云坐氏。皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流。比禮懸伴緒。禰懸伴緒乎手躓足躓。不令爲氏。親王諸王諸臣。百官人等乎。己乖乖不令在。邪意穢心無久。宮進米爾進。宮勤爾勤之米氏。答過在乎波。見直志聞直坐氏。平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依氏。大宮賣命止。御名手稱辭竟奉久登白。

詞別白久大宮賣命登御名乎申事波 詞を別けて白す大宮賣命と御
 名を申すことはといふ意大宮賣命と申す神のことは古語拾遺にあ
 るを以て参考すべし○皇御孫命乃同殿能裏爾塞坐氏 皇孫命の同
 じ殿の裏に塞り坐してといふ意○參入罷出入能選比所知志 殿に
 參り殿を退ぐ人の選びをしらしめすといふ意これ悪しきものを入
 らしめざればなり○神等能伊須呂許比阿禮比坐乎 まが神達の何
 故ともなく荒びますをといふ意伊須呂許比の伊は發語なり須呂許
 比は須須呂許比の略なり須須呂許比は須須呂伎の延音なり須須呂
 伎は漫或は不覺の文字にあつるなり何故ともなく心進みてといふ
 意の語なりそぞろといふも同じきなり阿禮比は阿良不の中二段活
 用(ブ、ブル、ブレ、ビ、ビヨ)の語の阿良比の阿禮比に轉じたる語なりさ
 れば何故ともなく氣進みて荒びましたまなり○言直志和志坐氏
 直し和げましてといふ意○皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流 皇

孫命の朝の御食夕の御食に仕へ奉れるといふ意○比懸伴緒襖懸
 伴緒乎 比禮を懸る伴男襖を懸る伴男をといふ意比禮と領巾にて
 振手の約か打振る物なればいふと云或はひらひらする物の意かと
 古く婦人の項に掛けて飾とする布帛なり襖は手にかくる襖の義な
 らむ(詳かなること古事記講義にあり)この領巾襖は御食の事に掌
 るものは最も要用のものなり而して御膳に仕へ奉る采女などは比
 禮はつくるなり將又御食を造くる男たちと襖をかくるなり故に男
 は襖女は比禮と定められしことと見ゆ伴緒とと伴は部の意をは長
 の本語にて渠師は勇長なるが如しと云或云緒にて玉を貫き統ふる
 に譬ふ貫首あとの貫の如しと上古其部属の長の稱なり○手躡足躡
 不令爲氏 手の過ち足の障りをなさしめずしてといふ意躡を古語
 に麻我比といへり紛ふの意にて亂るゝ義か躡は元つまづくことよみ
 て爪突の義なり歩みて過ちて物に躡當つ、即ちけつまづくことなり

また事を行ふに妨げに會ふ障る等の解をなすされば手につまづくと云ふことなければ後説によるべし而して手の乱れ足の亂れにてとりもなほさず手の障り足の障りにて手足のあやまち障りといふべし○親王諸王諸臣百官人等乎 みこれほきままへつきみ凡百の官吏たちをといふ意○己乖乖不令在 己れが思ひ思ひに在らしめしてといふ意○邪意穢心無久 よからざる意いさぎよからざる心無くといふ意○宮進米爾進宮勤爾勤之米氏 宮に進みに進みて参り宮に勤しに勤しみ出でしめてといふ意即ち宮中に参勤せしめてといはんが如し○咎過在乎波見直志聞直志坐氏 咎或は過の在らむをば見直し聞直しまして咎或は過のなきに直すとといふ意講義に己乖々の事は咎なり手躓足躓の如きは過ちなりとあるとさるるべし○平其氣久安其氣久仕奉坐爾依氏 平らけく安らけく仕へ奉らしめましますによりてといふ意○大宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登白

大宮賣命と御名を白して贊辭を竟へ奉ると白すといふ意
御門祭

御門祭は宮中四面の御門を祭らるゝなり祭神は櫛磐間戸豊磐間戸二神なり此祭はいとふるくよりありたるは古事記古語拾遺にあるを以て證とすべしさて此祭に預るは御門巫の職掌にて忌部は祝詞奉幣を爲すあり四時祭式に四面祭御門巫御川水祭座摩巫各行事と見ゆるにて明らかなり祈年祭御門巫の稱辭を見合すべし

櫛磐間戸豊磐間戸命登御名乎申事波四方内外御門
爾如湯津磐村久氏塞坐四方四角與利疎備荒備來
武天能麻我都比登云神乃言武惡事爾古語云麻相
自許利相口會賜事無久自上下往波上護利自下往

波下護利待防掃却言排坐氏朝波開門夕波閉門
 氏參入罷出入名乎問所知志答過在手波神直備大
 直備爾見直聞直坐氏平良氣久安良氣久令奉仕賜故
 爾豐磐牖命櫛磐牖命登御名乎稱辭竟奉久登白
 櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波 櫛磐牖豐磐牖命と御名を申すこ
 ととといふ意二神の名義は既に祈年祭の條に擧げられたる略す○四
 方内外御門爾 四面の中重の御門四面の宮城の御門にといふ意宮
 城の内門即ち皇居二重(中重)目の門々は承明門長樂門永安門(南)玄暉
 門安嘉門徽安門(北)宣陽門延政門嘉陽門(東)陰明門武德門遊義門(西)等
 なり宮城の外門の門々は建禮門春花門修明門(南)朔平門式乾門(北)建
 春門(東)宜秋門(西)等なり○如湯津磐村久塞坐氏 澤山の磐の群れた
 る如く二神の御門に塞りましましてといふ意○四方四角與利疎備荒

備來武 四面四隅よりからの意疎じ荒びきやうといふ意○天能麻
 我都比登云神乃言武惡事爾 天の禍津日といふ神の言とう禍事に
 といふ意まがはすべて正しからざるものをいふつは天爾波ののな
 り日はくしびにて威靈なり(古事記講義滌身の條を見るべし)○相麻
 自許利相口會賜事無久 まじこられて災に入ることなく口會にう
 まくだまされ給ふことなくといふ意相は上につけたる辭なり麻自
 許利は盡にあたる災に入るなどと解す俗言にまじくるといふも同
 じこは凶しく呪ふ災に引き入るなどとなり口會は口合にて話心
 に合ひて逆はぬとなり即ち口舌にうまくだまされることをいふ○
 自上往波上護利自下往波下護利 その禍神の上より往かば二神の
 上を護り下より往かば二神の下を護りてといふ意○待防掃却言排
 坐氏 禍神の來むを待ち防ぎ掃ひ却けまた禍神の口舌にのらぬや
 うによるしく言排けましましてといふ意○朝波開門夕波閉門氏

朝は門を開き夕は門を閉てといふ意○参入罷出人名乎問所知志
 宮中に参勸し宮中を退出する人名を問ひ知し給ふを以てといふ意
 ○咎過在乎波神直備大直備爾見直聞直坐氏 宮中を出入する官人の
 名を問ひしらし給ふを以てその官人の咎過在らむをば神直日命大
 直日命の二神に於て見直し聞直しましめて咎過の今よりなから
 む事になしたる之と云意○平其氣久安其氣久令奉仕賜故爾 平けく安
 らけく宮中に仕へ奉らしめ給ふ故にと云意○豊磐闢命櫛磐闢命登
 御名乎稱辭竟奉久登白 豊磐闢命櫛磐闢命と御名を申して賛辭を竟
 へ奉ると白すといふ意講義に此は上の大殿祭の祝詞の詞別の結文
 に少しも違ふ所なし此文の然對へるを以ても大殿祭詞は本文にて
 上の大宮女命と此詞の二つは共に属たる詞分なること愈著きもの
 なりかしとあれば大殿祭の本文は屋船命をいひ詞別には大宮賣神
 をいひまた御門神をいひたるなるべしこれ知しめす御所業の同じ

ければならむ

六月晦大祓

十二月 准之

六月晦大祓 祓といふことに三つあり一は穢給ふ御身に着
 給ひたるものを抜き棄て給ふなり二は穢給ふ御身に水を滌
 き給ひて穢を拂ふなり三は悪事あるによりて贖物を出さし
 めてこれをなくすなりこれらを祓と云ふなりけりさる
 を中つ頃より滌身祓をのみいふになりたりさて此祓を六月
 十二月と年中二季に執行はるゝものにて六月十二月の月末
 即ち晦月隱の義にて末方なり今にては卅日卅一日をいふな
 りに半季間の罪穢を祓ひ除かしむるなり神祇令に凡六月十
 二月晦日大祓謂祓者解除不祥也東西文部謂東漢史直西漢文
 首上祓刀讀祓詞謂文部漢音所讀者也訖百官男女聚集祓所中
 臣宣祓詞卜部爲解除とあり太政官式に凡六月十二月晦日於

宮城南路大祓大臣以下五位以上就朱雀門辨史各一人率中務式部兵部等省中見參人數百官男女悉合祓之臨時大祓亦同とあり元明天皇紀に養老五年七月始令文武百官率妻女姊妹會於六月十二月晦大祓之處と見ゆさすれば一の殿なる儀式にてありけりその祓に出す物と天武天皇紀に五年八月詔曰曲萬爲解除用物則國利國造輪祓柱馬一匹布一常以外郡司各刀一口鹿皮一張鑿一口每戶麻一條とありそれより後延喜式に載するを以ても知るべし而して六月十二月の二度と定められた大賢以後にして以前は臨時に行なれしものと見ゆこの大祓の詞と中古の作にして上古の詞つかひといたく異りたるを思ひわくべしまた此祝詞を中臣の禊詞といひ中臣の祭文といふめるはこれ中臣家の祝詞に預り讀み上ぐるなれば稱へしなりざるを中臣の祓といふは大にあやまりたる

言なり祓と卜部家の職掌にして中臣家は毫も關はらざるなり故に中臣の祓の詞といはずしてはかなとざるなりまた中臣の祓詞といひしを世人畧して中臣の祓といひしものにあらむ中臣齋部卜部の職掌は職原抄講義に述ぶるを以て辨ふべけれども大畧は古語拾遺講義によりて知らるべし又上文の神祇令を見ても畧さどらるゝなり

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣天皇朝
 廷爾仕奉留比禮挂伴男手禰挂伴男鞞負伴男劔
 佩伴男伴男乃八十伴男手始氏官官爾仕奉留人
 等乃過犯家牟雜雜罪乎今年六月晦之大祓爾祓給
 比清給事乎諸聞食止宣

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣 祓所に集り居る親王諸

王達諸臣達百の官人達の諸人聞給へと宣ひたるなり祝詞考に(祈年祭の條)集侍の訓は儀式にあるを思へばウゴナハリハムベルと訓むべしウゴナハリはうづくまりといふ言の都を畧さ久を其に轉じたるにてうづむしうづまさなどのうづに同じ那波里はそなはりさまはりなどのまはりの類にて延ていふ辭なり波牟倍留と佐夫良布と同じくて共に侍字を用ふ云云とあるを大祓詞後釋にて集侍は儀式の訓注に依て二字をうこなはれると訓べしまたうこなはるをうづくまると同じ言にいはれたるをたがへりその畧さ轉じも穩ならずそもくかの祈年祭などの祝詞は神主たちによみさかするをればうづくまりともいふまじきにあらざれども此大祓詞は親王以下諸人と中臣が言を以てうづくまり侍るとはいかでかいふべきそのうへうづくまるとは其狀貌をいふ言なるをかかる所に其狀貌をいはんは何の用ぞやさればことたゞ集侍の字にあたれる言とこそ聞

えたるに集字をかなはずといはれたるも中々にあたらぬことなりとありこは初雄が祈年祭の條に於て辨じ置きける説と同じきなり考の説は不可なり後釋の説は可とすまた祝詞考には諸の字を聞食と附けて諸聞食とつけてよませたり大祓詞後釋に之上につけて百官人等諸とつけてよむべしといえれたりこと平田本によるときは百官人等諸聞食とあるぞよき證なりけるよりて後釋の説を是とすまた宣はのると訓むべしと後釋にいはれたりのたまふと訓めるといひがことなりとさもあるべし○天皇朝廷爾仕奉留 天皇の朝廷に仕へ奉るといふ意○比禮挂伴男 領巾を掛る伴の男といふ意○手襪挂伴男 襪を掛る伴の男といふ意なり○朝負伴男 鞞を背負ふ伴の男といふ意鞞は弓術箭の轉といふ矢を盛る器にて箠の類のものなり○劍佩伴男 劍を腰に佩く伴の緒といふ意この二伴男は後世の衛府の武官といふべきものなり後釋に四の伴長を擧たる

は多くの中にて少か摘出て云ふ古文の例にて是に諸の伴長をこめたりとさもあらん祝詞講義に比禮挂伴男は采女にて天鈿女命手襖挂伴男は膳部にて天日鷲命鞞負伴男劍佩伴男は天押日命天津久米命にて榎原宮にては大伴氏物部氏なり給へりと見ゆ○伴男能八十伴男乎始氏^ニ伴の長の數多の伴の長を始めるといふ意これ部曲部曲の長を始として其下の屬吏までといふなり○官官爾仕奉留人等乃官官に仕へ奉る人たちのといふ意この官官に二つの説あり一は官省寮司の元にある諸部曲のものどもをいひ一は八十伴緒の下に屬さて仕奉る官人をいふなりこれ前説と新らしき職官につきての考なり後説は古き職官につきての説なり此處は古きをいふなれば後説を可とすされど新古を比較なすときは古への部長部屬は新一官の長一官の屬なれば敢へて異なることさし只言づかひの差あるのみ○過犯家率雜々罪乎 心にもあらで過ち犯したのであらう天

罪國罪のくさぐさなる罪をといふ意○今年六月晦之大祓爾 本年六月の晦の大祓にといふ意○祓給比清給事乎 祓へ給ひ清め給ふ事をといふ意○諸聞食止宣 もろもろの人聞き給へと宣りしなりといふ意此處に於ても例の通り唯々と稱ふるなり○集侍より諸聞食止宣といふ一段と天皇朝廷より諸聞食止宣といふ一段とは親王諸王諸臣百官人及び比禮挂伴男手襖挂伴男鞞負伴男劍佩伴男并に八十伴男の人等に注意に致せし文にて本文は次よりなり後釋に是迄の二段は祓の詞には非ず百官の大祓の特別に却へてまづ初に宣る詞なり此二段には唯官々の事をのみ云て天下四方國なといふ詞なけれバ別に百官の大祓の時の詞なること著しかくて此二段の内にて天皇朝廷にと云ふより一段は文殊に古くいとくめでたしこれ上代に百官の大祓の時加へて宣たまへりし詞なるべしされば此段の文の古きを以て百官の大祓も上代よりありけむ事を知るべきな

り但し今年六月晦之といふ言は後に二季の大祓の定まりたりし時
 に加へたるなるべしさてまた集侍親王云云諸聞食止宣とある初の
 一段も其時に加へたる詞なるべしともく、此段と初の段とはたゞ
 文詞の異なるのみにして官々をすべ擧たるは同じ事なりかく同じ
 きさまの事の重なりて其文のいたく異なるは此段は上代よりの詞
 をそのままに用ひ初の段は又後に加へたる物なるが故なりさて高
 天原爾と云ふより下の祓詞は諸國の大祓の祝詞なるを朝廷百官の
 大祓にも兼用ひられたるものなりとあり尙いへらく考に此段の文
 を後のさまありといえられたるは初めの段と一つにつけて見られ
 たる故に親王諸王などあるにのみ心づきて此段とかの初段とは別
 なることをも忘れ又此段と殊に文のめでたきにも心のつかれざり
 しなるべしもし同時に一つに作りたらむに之同じ官々の事をかく
 文をかへて二度いふべきかはとこの説可ならむ又講義云親王諸王

諸臣百官人の号の出来て其時に加へられたるなるべし然る號の改
 りて之其後號をのみ用ひらるべきに然かすかに美しき古文の世に
 廢れむことを厭ふて重複のまゝに用ひ馴れ來れるなるべしとある
 も同じき説なりこれらを括りていへば初段と新らしき詞をわけ二
 段は古き詞をわけたるなれば二段は古くより附け加へて告げしな
 り初段は後に附け加へて告げしなりさらば古今こそ區別われ同じ
 事を重ねたるものと知るべしまた此の初二段の二條は別に附け加
 へて宣り聞する文にて大祓詞新解に無きを以ても證とすべし次ぎ
 の高天原爾以下は大祓の祝詞たることを辨ふべし

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏八
 百万神等乎神集集賜比神議議賜氏我皇御孫之
 命波豐葦原乃水穗國乎安國止平久知所食止事

依志奉伎。如此依志奉志國中爾。荒振神等乎波。神問
志爾問志賜。神掃掃賜比氏。語問志磐根樹立。草之垣葉
手毛語止氏。天之磐座放。天之八重雲乎。伊頭乃千別
爾千別氏。天降依志奉支。如此久依左志奉志四方之
國中登大倭日高見之國乎。安國止定奉氏。下津磐
根爾宮柱太敷立。高天原爾千木高知氏。皇御孫之
命乃美頭乃御舍仕奉氏。天之御蔭日之御蔭止。億
坐氏。安國止平氣久所知食武。國中爾成出武。天之益
人等。我過犯家牟雜雜罪事波。天津罪止。畔放。溝埋。樋
放。頻。蒔。串刺。生剝。逆剝。尿戶。許許太久乃罪乎。天津
罪止。法別氣氏。國津罪止。入。生膚斷。死膚斷。白人。胡久美。

己母犯罪。己子犯罪。母與子犯罪。子與母犯罪。畜犯
罪。昆虫乃災。高津神乃災。高津鳥災。畜仆志。盡物爲
罪。許々太久乃罪出武。如此出波。天津宮事以氏。大
中臣。天津金木乎。本打切末打斷氏。千座置座爾置
足波志氏。天津營會乎。本刈斷末刈切氏。八針爾取辟
氏。天津祝詞乃太祝詞事乎。宣禮。如此久乃良波。天
津神波。天磐門乎押披氏。天之八重雲乎。伊頭乃千
別爾千別氏。所聞食武。國津神波。高山之末。短山之
末爾上坐氏。高山之伊總理。短山之伊總理乎。撥別
氏。所聞食武。如此所聞食氏波。皇御孫之命乃朝廷手
始氏。天下四方國爾波。罪止云布罪波不在止。科戶之

風乃天之八重雲乎吹放事之如久朝之御霧夕之
 御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久大津邊爾居大
 船乎舳解放艦解放氏大海原爾押放事之如久彼
 方之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久遺
 罪波不在止祓給比清給事乎高山之末短山之末
 與利佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀨織津
 比咩止云神大海原爾持出奈武如此持出往波荒鹽
 之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座須速
 開都比咩止云神持可可吞氏卒如此久可吞氏波氣
 吹戸坐須氣吹戸主止云神根國底之國爾氣吹放
 氏卒如此久氣吹放氏波根國底之國爾坐速佐須良比

咩登云神持佐須良比失氏卒如此久失氏波天皇我朝
 廷爾仕奉留官官人等乎始氏天下四方爾波自今日
 始氏罪止云布罪波不在止高天原爾耳振立聞物
 止馬牽立氏今年六月晦日夕日之降乃大稜爾稜
 給比清給事乎諸聞食止宣四國卜部等大川道爾
 持退出氏稜却止宣

高天原爾神留坐 高天原に神あつまりますといふ意神留を祝詞考
 に神ととまると訓とは聞えざるなり續日本紀の宣命に神積とある
 に依てかんつまりと訓べし積とあを略きたる借字にてあつまりな
 りとあり大祓後釋には留は考に訓れたる如く豆麻理と訓べしつま
 りは即ちといまるなり今の俗言にも物の滞りてゆきとほらぬ事を
 つまるといふもといまる意にて同じさて留と申すよしは皇御孫命